

## 平成28年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成28年6月16日（木曜日）

---

### ○議事日程

平成28年6月16日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君  
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君  
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君  
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君  
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君  
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

13番、和田議員、14番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。

通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、6番、安村議員。

〔6番 安村 政治君 登壇〕

○6番（安村 政治君） おはようございます。「自由民主党一心会」の安村政治です。通告に従い質問をいたしますので、明確なる答弁をよろしく願いいたします。

それでは、市営住宅の連帯保証人の条件緩和についてお伺いいたします。

市営住宅については、入居に伴う連帯保証人に関する条件が、一般の賃貸物件に比べ厳しく、そのため1年以上待つてやっと市営住宅に入居できるようになっても、条例に定め

られた保証人が見つけられず入居できない方もおります。

そもそも入居に当たっては、敷金を家賃3カ月分納入しており、家賃を3カ月未納であった場合は退去しなくてはならないわけで、民間賃貸物件の場合は、連帯保証人は1人でもよいところが多くあります。

また、生活保護世帯の家賃については、その保護費の中に含まれており、市役所の福祉部門と住宅部門が連携をすれば家賃を滞納することはありません。

そして、最近では連帯保証人になる方が少なくなっているとともに、連帯保証人になっていただくというお願いができないような社会になっております。

そこで、質問をいたします。

1つ目は、市営住宅設置及び管理条例第11条第1項に定める連帯保証人の要件で、入居決定者と同等以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人の「適当と認める」とは、具体的にはどのようなことか。

2つ目、連帯保証人はなぜ2人必要なのか。

3つ目、条例では敷金は3カ月分だが、家賃3カ月未納の場合は退去しなくてはならず、家賃未納の場合は連帯保証人に請求するようになるわけで、連帯保証人は1人でもよいのではないか。

4つ目、生活保護世帯は連帯保証人を免除することはできないか。

以上、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 6番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の防府市営住宅設置及び管理条例第11条第1項第1号に定める連帯保証人の要件で、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の「適当と認める」とは具体的にどこを指すのか、という御質問でございましたが、以前は市内在住者や親族以外、市営住宅に入居していない方などとしておりましたが、現在は若干緩和をしております、市営住宅に入居していない方としているところでございます。

続いて、2点目の連帯保証人が2人必要な理由及び3点目の連帯保証人の要件を1人でもいいのではないかというお尋ねでございました。一括してお答えいたします。

まず、連帯保証人を2人必要としておりますのは、市営住宅は民間の賃貸住宅と違い、契約更新が存在しないことから、高齢者世帯を中心に入居期間が長くなる傾向がありまして、その間に連帯保証人がお亡くなりになるという事態が想定されること、また、家賃等の滞納整理や滞納の拡大防止をより確実にするということ、この2つが主な理由でございます。

ます。

この連帯保証人の人数につきましては、全国的に見ましても2人求めている自治体が多いようでございますが、その一方で近年、連帯保証人を1人に減らす、あるいは減らす方向で見直しを進めている自治体もございます。

その背景には、社会情勢の変化に伴う価値観の多様化に伴い、家族のきずなだけでなく、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進み、連帯保証人を2人探すことが以前より難しくなっているということがあると思われまます。

そこで、御質問の3点目、連帯保証人は1人でよいのではないかというお尋ねでございましたが、防府市営住宅設置及び管理条例第11条第1項第3号に、「市長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」という規定がございますので、昨今の社会情勢の変化を念頭に置きながら、身寄りがない方をはじめ、どうしても連帯保証人を2人見つけることが困難な方につきましては、この第11条第1項第3号を適用して柔軟に対応し、連帯保証人が見つからないために市営住宅に入居できないという事態にならないよう配慮してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、生活保護世帯の連帯保証人の免除に関するお尋ねでございましたが、生活保護世帯につきましては、就労し収入を得た場合や、親族からの援助や遺産相続、あるいは年金の受給開始等で生活保護が廃止となる場合もありますことから、一概に生活保護世帯の連帯保証人の免除ということについては、現在のところ考えておりません。

ただし、生活保護世帯につきましては、どうしても連帯保証人が2人見つからない場合、1人は探していただく必要がございますが、もう1人につきましては、生活保護の担当窓口である社会福祉課から副申書を提出してもらうことで、連帯保証人にかえるという対応をとっております。

また、DV被害者や災害の被災者など、早急に住宅を確保する必要がある方につきましては、6カ月という短い期間ではございますが、緊急避難的措置として、連帯保証人を求めず、市営住宅に入居いただいておりますことを申し添えさせていただき、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 安村議員。

○6番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。

これからどんどん加速していく高齢化問題、今から対応をしていかないと5年後、10年後、もっともっと深刻な状態になります。市営住宅に一番入居したい方が保証人2人という条件が弊害になり、入居の申し込みを断念せざるを得ない状況にあるとたびた

び聞きます。高齢者の方や、あるいはDV被害に遭われた方、緊急に市営住宅への入居を希望された方には、事情をよく聞き、血の通った対応をしていただきたい。

人間関係が複雑な昨今、保証人2人というのは難しいと思います。他市の事例に倣うのではなく、本市の独自の条例を整えていただきたい。他市が本市を見本とするように、若者や高齢者の方、あるいは事情を抱えていらっしゃる方が市営住宅に入居の申し込みをしやすい環境づくり、条例づくりをしていただきたい。

この条例の制定は、20年以上前の条例とお聞きしております。社会情勢に倣った条例にしていただきたい。このことを提案いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、6番、安村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、21番、田中敏靖議員。

〔21番 田中 敏靖君 登壇〕

○21番（田中 敏靖君） 改めておはようございます。会派「和の会」の田中敏靖でございます。私は、昭和44年からこの業界というんですか、政治はまだ半分ですけど、47年間やったプロとしての質問をさせていただきますので、執行部におかれましては目線を変えて回答をお願いいたします。

最初に、都市計画線引きの見直しについてお尋ねいたします。

この質問は過去何度か質問し、昨年6月議会でも質問しております。平成28年が見直しの時期と伺っておりますので、その状況をお尋ねいたします。

華城地区の市政懇談会において市長の発言の中に、「市街化調整区域の建築を制限する」とあったと聞いております。そこで、市街化調整区域の見直しについてお尋ねいたします。

このことは、都市計画法34条11号に該当の市街化区域より2キロ以内で50戸以上連たんがあれば住宅の建築は許可されるとされていますが、今後、条例の廃止等により建築はできなくなるのでしょうか。

次に、市街化調整区域内で開発が進んだ地域を市街化区域に編入する考えはありませんでしょうか。昨年の私の質問の回答の中で「区域区分の決定権者の山口県と協議してまいりたいと考えております」とあります。協議の進行状況と方針をお尋ねいたします。よろしく御回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 21番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、都市計画法第34条第11号に規定する「市街化区域より2キロ以内で50戸連たんがあれば住宅の建築が許可されていたが、今後は条例の廃止等により建築できなくなるのか」というお尋ねでございましたが、本市の都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分制度、いわゆる線引きを導入しております。

議員御質問の都市計画法第34条第11号に規定されています開発許可の基準は、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における基準の一つで、平成12年の都市計画法の改正により創設され、平成13年10月に山口県条例によって区域、予定建築物等の用途が定められ、平成14年1月から施行されました。

その後、権限移譲により平成22年12月に「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例」を制定し、平成23年4月から施行しております。

市街化調整区域は、申すまでもなく、市街化を抑制すべき区域として定めるものですが、平成14年の法に基づく県条例施行後、市街化調整区域での開発が進み、過去の市議会におきましても税の不公平、公共下水道への接続、中心部の空洞化、地価の下落の一因、また、開発に伴う排水対策など、さまざまな問題点について指摘がされ、その対策を求められていることは御承知のとおりでございます。

そもそも市街化調整区域における開発行為は、平成14年の県の条例施行後に始まり、平成23年の市条例施行後に急激に増加しておりまして、特に華城、右田、中関地区の市街化区域に近い地区でこの状況が見られ、いわゆる市街地の滲み出し、スプロール化が進んでいる状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、このことは税の不公平や中心部の空洞化など、さまざまな問題を生じさせておりまして、線引きの趣旨に反する状況であるとの指摘を受けまして、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるということを念頭に置きながら、必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、市街化調整区域内で開発が進んだ地域の市街化区域への編入についてでございますが、区域区分の見直しは、決定権者であります山口県により、これまで5回の見直しが行われております。この見直しに当たりましては、決定権者である山口県が、まず山口県全域を対象とした都市計画の基本方針を示され、この基本方針をもとに県内を8つの圏域に分けた広域都市圏ごとの都市計画の方針が定められた後に、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランが策定されます。

前回の区域区分の定期見直しは、この都市計画区域マスタープランと同時に行われてお

りまして、いわゆる第6回定期見直しにおきましても同様に行われると伺っております。

そこで、議員お尋ねの現在の状況についてでございますが、昨年10月に山口県都市計画基本方針の改訂版が公表されており、今後、山口・防府広域都市圏の都市計画の方針が定められることとなります。

その後、市街化区域へ編入する地区、市街化調整区域へ編入する地区に関する協議を行うこととなります。詳細な日程についてはまだ決定しておりませんが、既に市街化しております区域につきましては、市街化区域への編入に向けて協議をしまいたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） ありがとうございます。

今、税の不公平、不均衡、こういうことで市街化調整区域は規制すべきだというお考えだということでしたが、さきの議会のように、市街化調整区域の下水道は、都市計画税を払っていないから負担金を高くしようという問題がありました。私一人ただ反対したような感じで最終的になったと思いますけれど、市街化調整区域に住んでいる人の気持ちを考えれば、もっと考え方を考えるべきではないかなと。

私は、市街化調整区域の人は犠牲になって支えておるという解釈をしております。1,000分の3の都市計画税を払えないからどうのこうのというのは論外ではないかなと思います。

さらに言いますと、調整区域を抑制するというのであれば、では、市街化区域を促進するためにどんな政策をとってきたか、これをもっと明確にすべきであると。今までは、市街化区域の中を促進できるような政策はとっていないのではないかなと、かように思います。

例えば、開出のほうに本橋八河内線という道路があります。これは昔からある街道なんですけど、道路が2.7メートル以下、これは広がりません。過去に1年ぐらいはここに開発許可がおりたことがあるんです。県の許可だったんですが、おりたことがある。

現在はどんなに申請してもおりません。道路が4メートルなければできないというのが防府市の基準なんです。それを市街化区域の中でやろうといえ、まず不可能に近い。

じゃ、ミニ開発をしたらいんじゃないかと、今、市街化調整区域のスプロール化、分譲をしたり何だりすることが悪いように思われますが、それ以上に市街化区域内のミニ開発のほうははるかに生活が困難である。行きどまりが多い、そういう状況。

そういう中で、そういう市街化区域をもっと促進できるさまざまな施策をとっておった

ならば、なるほどということでも市街化調整区域を規制されてもやむを得ないかなということもある。

しかし、今現在見てください。街の中の1.5メートルぐらいの道の所に家を建て替える、家を買おう、そんな人がどこにおりますか。それこそ施策の私は誤りだと思います。今からはもっと街なかに居住する、街なかに発展さそうと思えば、そういうことに目を向けてやらなければ、どんなに努力したって街の中に人が住むことがない。

過去に私も議会で提案をしたこともありますが、建設省のメニューの中で、市街化区域の中で、街の中で500平米ぐらいでもミニ区画整理事業ができるということを知っていましたので、この議会で提案をしましたが、山口県とすればそういうことは一切考えない。じゃ、そういうふうな田舎的発想であれば、まず街を発展さすということは不可能に近いのではないかなと、こんな思いがしております。

そこで、さきの勉強会でありましたように、市街化調整区域が無秩序な宅地化であるというその根拠は何であるか、こういうことを知りたいです。秩序ある開発と無秩序である開発というのはどこが違うのか。市街化調整区域といえども開発許可をとって分譲なり、家をやっているわけです。決して無許可でやっているわけではありません。

そんな中で、明らかに市街化調整区域、そこはだめだというレッテルを貼ること自体に誤りがあると思います。今、自治会も大変な時代を迎えております。このあたりは、市としてはどのように、無秩序という根拠をお示しください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） ただいまの調整区域のどこが、どういう状態が秩序あって、どういう状態が秩序がないかというところについての御質問でございますが、国が示しておりますところでは、秩序ある市街地を形成するというのは、例えばある程度の規模以上で地区計画を立てて、虫食い状態の、要は調整区域で言うと宅地と農地が混在するような状態を避けるというようなことを考えて秩序ある一団の団地というところの判断をしているというふうに解釈しております。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） なかなか御答弁が難しいところがありますが、特に、今現在、私も自治会のほうの活動でいろいろ協力させていただいておりますけれど、周辺部は本当限界集落というんですか、子どもはいない、後継ぎはいない、年はとった、田んぼは持っておる、耕作はできない、ないないだらけの非常に難しい状態です。

人口もどんどん減ってきておる、しまいには自治会活動ができなくなると、じゃどうすりゃいいかという投げかけです。もし、今、市街化調整区域をもっともっと厳しくしよう

と、また、線引きの46年度に戻したというような場合があったとします。そうすると分家とかは、これは考えられないんです。

分家はいいですよ、子どもが建てるのはいいですよと言われても、子どもは帰ってこないんです。普通は、サケでも生まれたところへ帰ってくるんですけど、今ごろは生まれたところへは帰ってきません。そういうような状況の中で、調整区域というのは切り捨てられるんじゃないかという不安が多いので、80歳を超えている人はどうしようもない。

そんなところに今目をつけているのが太陽光発電なんです、1坪が500円。2反で30万円ということは坪が500円ぐらいです。そのぐらいまで下がってきたんです。そろそろ幾らでもいいですよという時代に来るんです。幾らでもいいですから引き合ってくださいと、そんな時代になったときにはどうしますか。街なかだけ栄えても周辺部がなくなったら、全てがなくなったような感じになります。もっともっと今からはそのあたりに目を向けるべきだと私は思います。

規制緩和をしたことによって、私は、例えば10年間、経済効果は大変なものだったと思います。毎年100区画ぐらい分譲されているんです。100区画で安く見積もっても住宅1戸1,000万円、そうすると約10億円ぐらい年間あるわけです。10年で100億円です。どんなに安く見積もってもそのぐらいあると、そういう経済効果、街なかと比較してどれだけ経済効果があったか、なかったか、試算されたことはありますでしょうか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

調整区域については、確かに議員の今おっしゃられた、ここ最近では年間100軒以上、ここ最近で言うと150軒程度とも数字的には出ております。1,000万円、現実には土地を含めると1,000万円では済まないと思いますので、当然今言われたような経済効果はあるのかなというところは理解しております。

一方、市街化区域における経済効果という部分での御質問については、数字的には今現在そういったデータを持っておりません。

先ほど言われた市街化区域で古いまちなみの地区においては、昔ながらの狭い道でというところでなかなか開発が進まないという現状がございます。一方で、ここ最近駅の周辺といいますか、マンション需要というのが進んでおりますので、そちらの経済効果というのは確かにかなりあるのかなと思っております。

市街化区域全体については、今現在は議員の御質問に対しては明確な数字はお答えできませんが、そういった状況であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） 計算がなかなか難しいと思いますけれど、そういう経済効果も考えるべきではないかなというふうに思っております。

国土交通省が、これは平成17年ぐらいに、こういうふうに条例廃止を各都道府県市町村にヒアリングしたというのがネットに載っておりました。これが出たのが平成22年の9月現在だったんですが、条例を廃止したところは、都道府県で1自治体、市町村で1自治体と、こういうような状況だそうです。今現在は、平成28年ですから、それから大分変わってきておりますが、さまざまな問題が出ております。

廃止を即やるというのは大変難しいので、議会がいろんな条件をつけてそのように許可をされていると思います。多くの問題点は、条例の緩和を拡大解釈して、農業振興地域でも全て家を建てさせているというところがあちらこちらであるんだそうです。そんなことはいけないので、それはやっぱり見直すべきだと思いますが、私は、防府市は真面目にやっているといます。

きちっとした農業振興地域には家は建てさせないよというのが載っていますから、そのとおりにされておるので、なぜあえて県内のトップを切ってこのようにお考え……こういうふうに変えることは、よそがやった後でもいいんじゃないですか。周南市であったりとか、ほかのところの市町村がやられて、やられた後、その結果を見て廃止をするなり、検討をするなり——検討は早くされてもいいけど、やられてもいいんじゃないかと思いますが、今時点でやらなきゃならない理由は何か、市長のお考えがありましたらお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） ただいま市長への答弁ということでございましたが、私のほうから申し上げさせていただきます。

なぜ今からというところで申しますと、なかなか今という決定打といいますか、その辺は難しいものがありますが（「マイクが聞こえない」と呼ぶ者あり）済みません。

○議長（安藤 二郎君） 声が小さいので、もうちょっと声。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 山口県内の線引き都市で申しますと、御存じとは思いますが、岩国、周南、防府、そして下関と、現実的に線引きを採用している都市は以上のもので、下関、岩国においては、現実的には34の11を運用できないような地形というところもありますので、参考になるところは、現実的には周南かなと思います。

周南と比較して、議員のおっしゃるところで申しますと、周南を見て、じゃ、防府がど

う考えるかというところとなると、事例的には非常に少ないというふうには考えておりません。

強引に進めるというわけではございません。これから丁寧にこの方針について住民、具体的に言いますと、農地の所有者、農業関係の方に丁寧に説明をして、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） ありがとうございます。

今、周南市が出ましたが、周南市も平成23年でしたか、県から市のほうに移ったとき条例改正をしておるんですけど、その場合、もともと決めておったときよりは緩和しているんです。もともと距離規定がありまして、ほぼ2キロでしたけど、2キロよりもっと小さかったんですけど、今は2キロで全部合わせているんです。

そういうふうに緩和はしているところもありますので、もっと考えていただきたいと思えます。

このように見直しをされるという方針がありますので、要望をしておきたいのですが、まず、平成18年、都市計画法の改正のときに、市街化調整区域で造成が完了しておっても、平成18年11月30日以降は建築に着工していなかったら、都市計画法の43条の1項の建築許可をとりなさいというのがあるんです。こんなことはないようにしてもらいたい。

要するに、ある一定の時点が来たら、そこから先は家を建てさせません。もし建てるのであればもとに戻して許可をとりなさいと、こんなのをやっておるんです、過去に。これは絶対に許されんことなんじゃけど、法律だから仕方なしになっております。しかし、そういうことを考えてもらいたい。

それから、堺市議会だったと思いますが、これは見直しをされたときに、議会が附帯決議というのをやっておるんです。要するに市街化調整区域内の土地所有者とか農業従事者に条例を改正するための内容をしっかり周知してくださいと、そういうのをやってくださいと。

それから、市街化区域内の農地所有者に、その土地の利用状況等どうなっているのかというのもよく把握しなさいと言われております。

それから、既存の農家が安心して営農できる保全対策、それから、地元の負担がないようにというようなことがあります。

それから、施工を猶予期間3年置くとか、こういうこともありますので、よその例も調

べながら進めてもらいたい。

さきの下水道じゃありませんが、3月に決めて7月からと、こんなことは困りますので、あえて申し上げておきます。

以上で、この項は終わります。

次に、2番目の太陽光発電についてお尋ねいたします。

10キロワット未満の家庭用からメガソーラーまで近年、クリーンエネルギーとして多くの個人及び事業者が取り組まれており、非常によい傾向だと思います。しかしながら、当初予定をしなかった問題が起きております。

最近の事例を紹介しますと、熊本における地震において壊れた太陽光パネルにさわると、感電や漏電して火災が起きる恐れがあるので注意が必要であるという報道がありました。

また、設置による反射熱や反射光による苦情等で、近隣のトラブルがあるやに聞いております。

住宅以外に、売電事業者についてもフェンスが設置されていないので、子ども等の侵入があり危ないので何とかならないかという問い合わせがあります。

そこで、太陽光発電所設置に関し、一定の法的関与はできないものでしょうか。

まず、現在の防府市内における設置の状況を把握しておられますか。

2として、現在設置されている箇所において苦情はありませんでしょうか。

3として、家庭用太陽光発電を補助金つきで進めておられますが、将来廃棄をしなければならなくなってきた場合、ソーラーパネルを廃棄することは可能でしょうか。また、廃棄物対応は決めておられますか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 太陽光発電についての御質問にお答えいたします。

エネルギー問題や地球温暖化の対策として、太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進の必要性が唱えられる中、平成24年7月には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、「固定価格買い取り制度」が始まったこともありまして、住宅のみならず、工場等の屋根や遊休地など、全国的に太陽光発電設備の設置が進んでおります。

本市におきましても住宅用太陽光発電設備への補助を実施するとともに、新しく整備する公共施設等に積極的に導入するなど、低炭素社会の実現に向けた取り組みを行っております。

さて、御質問の1点目の現在の市内における設置の状況についてでございますが、本年2月末の本市の太陽光発電設備の導入状況は、10キロワット未満が3,394件、

10キロワット以上50キロワット未満が664件、50キロワット以上が31件となっております。

このうち10キロワット以上の設備のほとんどは、土地に自立して設置されたものですが、太陽光パネルを固定する架台の下の空間を、屋内的用途に使用しないものは建築物に該当しないため、建築基準法による規制や指導の対象となりません。

また、土地の用途や地目、場所などにより規制や制限があるものにつきましては、関係法令等に基づき市が関与する場合もございますが、それ以外につきましては現状、市として関与できませんので、全ての施設についての具体的な設置内容までは把握できない状況でございます。

次に、2点目の現在設置されている箇所において苦情はないかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、「フェンスが設置されていないため、子どもが敷地内に立ち入ることができるので危険である」とか、「何らかの事故が起こったときに設置者や管理者の連絡先がわからないので不安である」といったお声をいただいております。

太陽光発電設備につきましては、電気工作物として「電気事業法」等で規制されており、出力50キロワット以上のものは、人が立ち入る可能性のある場所においては、構内に立ち入らないよう柵または塀を設けるなどの措置を講ずること、また、保安規程の届け出や電気主任技術者を選任することなど、保安や維持管理に必要な手続が求められております。

これに対しまして、出力50キロワット未満のものは、柵や塀の設置義務はなく、保安や維持管理等に関する届け出も特に必要とされておられません。

また、出力規模にかかわらず設置者の表示等を義務づける規定はございません。

既設の太陽光発電設備につきましては、現行の法規制に基づいて設置されており、低炭素社会の実現に向けて寄与されているものではあります。出力50キロワット未満の設備の保安や維持管理につきましては、市としても懸念しているところでございます。

最後に、3点目の将来パネルを廃棄する場合の対応についての御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の寿命は、20年から30年と言われており、今後、廃棄量の増加が予想され、その量は国の推計で、平成32年度には全国で約3,000トン、平成42年度には約3万トンとされております。使用済み太陽光発電設備の撤去に際しましては、特に感電の防止の観点等から多くは専門業者に依頼することが予測されており、産業廃棄物として適切に処理される必要がございます。

このため環境省では、本年3月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を作成し、使用済み太陽光発電設備の適正な処理を呼びかけているところであ

り、本市におきましても今後、産業廃棄物を所管する山口県と連携し、適正処理の啓発に取り組む必要があると考えております。

太陽光発電設備の安全性の確保は重要な問題であると認識しておりますので、設置者や事業者の皆様へ協力を呼びかけるほか、所管である経済産業省に対しましては、市の実情を伝えるとともに、設置者の氏名や連絡先の明示、出力50キロワット未満の設備への安全施設の設置義務化等について、市長会などを通じて要望をしております。

また、電力会社や県をはじめ、関係団体と連携し、市民の皆様への安全・安心のための有効な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございました。

今、50キロワット以上というのが対象だということですが、最近の苦情は10キロワット未満、家庭用でも結構多くなりました。住宅の急勾配の屋根につけますと、自分の家には太陽光がええんですが、反射が前の家に行くんです。それをどうかしてくれと言われるわけです。そういうふうなことが結構多くなってきたんです。今まではそんなことは余り考えなかったんです。

しかし、そういう苦情があるということは、初めから周知、言うてやらないけんわけです。特に防府市が住宅用太陽光発電を普及するのに補助金を出しているんですから、補助金を出しているところが、うちは金しか出さないんだからというんじゃ困るわけです。やはり、そういう状況であれば何らかの方法をとってください。勾配を変えるなり、それから、設置場所をうまく方向を変えるか。

ただし、狭い60坪か100坪ぐらいの土地に2階建ての急勾配の家を建てたら、まず無理なんです。ということは、設置を余り進めないほうがいいんじゃないかと、クリーンエネルギーであるけれど進めないほうがいいんじゃないか、こういうような疑問があります。

先ほど言いましたけど、震災、熊本の地震がありました。私、さわったことはありませんが、ぴりっと来るんです。そうなった場合に、人を助けようにも助けられんわけです。以前に消防署のほうの担当の方に来ていただいて、いろいろ説明を受けましたので、大体理解しているんですが、今ごろは火災が起きても、太陽光があるところは、ちょっと待てよというような格好になるんじゃないかなということでした。

だから、2階のパネルをさわって、ぴりっと来たら下へ落ちてしまう。そんなことがあ

るということを東京消防庁から出ておったので、どうでしょうかと言ったら、防府は対応をしておりますよということで、すばらしいなと思うんです。今、防府の消防は、ゴム手袋とかゴム長靴とかで、要するに絶縁用の手袋を持って今の消防は行っているそうです。進んでいるなと思いました。

やはり、これは消防だけじゃなくて、例えば農林にしても何にしても、建築にしても、全てに関係しておりますので、庁内全てがぴりっこないように、上から落ちて死なないようにやるべきだと思うので、特にあえて申し上げておるんです。

それはそれとしましてやってもらうんですが、今の反射の問題とかいうのは、地域の問題になって非常に苦情があるんです。だから、ぜひ何とかいい方法を考えていただきたい。

なかなかいい施策はないんです、反射をしないというのは。それがために今、熱を吸収するのと反射をしないような材料を使うとか、こういうふうになんか変わってはきておるようですけど、そういう問題があります。

今回の質問をするに当たりまして、私が住んでいる所では、柵をすれば建築物が構築物にならないというお答えだったんですが、柵というのが、トラロープを張っているだけが柵なんです。これは柵じゃないんです。フェンスをやって、初めて柵と言われるんですが、ある業者ではひもだけ張ってあるわけです。幾らでも入れるんです。だけど逃げ道はそういうふうになっているんです。だから、現実をよく見ていただいて、危ないと思うことについては改善すべきだと思います。

他市の状況は、これは景観条例という条例をつくっておって、その中に含めております。それによって規制をかけているという、せめて、そこまでいかななくても、防府におきましては、設置者の連絡先等については看板をかけさす、これは危険であるという看板をかけさす、そういうことをやってもらいたいなというふうに思います。

これからは、新しいことをするにはいろんな問題が出てきます。太陽光パネルの廃棄の問題も入れておきましたけど、今、国の方針では、できるだけ中国の商品は使わないように言われておるんです。私が聞いている範囲内では、あれは廃棄ができないんだそうです。本当できるかどうかはわかりませんが、そういう問題もあると聞いておりますので、もっとも補助金を出す中で精査して補助金を出していただきたいと思います。この項は、これで終わります。

続きまして、3番目の質問に入ります。牟礼公民館の建て替えについてお尋ねでございます。

昨今の異常気象による、ヨーロッパでは、6メートルもの増水による河川の氾濫による美術館の美術品の避難や、日本においても、鬼怒川の決壊による水による予期せぬ災害が

起きております。

今回、牟礼公民館を引き合いに出させてもらいました理由は、具体的に説明を求めるのに適していると判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

まず、牟礼公民館は、平成21年7月21日の豪雨により、水につかったことは御承知のことと思います。避難所が水につかるのではその機能は果たせないのも、地域からは移転の要望が出ております。

そこで、水につかるのであれば、盛り土をして高くすればよいのではないかと考えられますが、平成27年5月に水防法の一部改正があり、盛り土だけではだめのように話を伺っております。

そこで、昨年水防法の一部改正の概略説明と、具体的な対応策をお示してください。

また、わかれば、牟礼公民館の今後の建て替え等の予定があれば、あわせて教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

水防法の一部改正の概要についてということでお答えします。

近年の異常気象により、過去の想定を超える浸水が全国で多発しております。これに対応して水防法の一部改正が平成27年11月19日施行されたところです。

この改正の主なものといたしましては、まず1点目として、洪水浸水想定区域の見直しが上げられます。佐波川につきましては、ことしの5月30日に新たな洪水浸水想定区域が国土交通省から公表され、これまで2日間降雨量365ミリで算定していましたが、2日間降雨量508ミリで算定することとされました。

また、今回新たに氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊等、氾濫想定区域も示されております。

次に、2点目として、想定し得る最大規模の水害に対する避難体制の充実・強化が求められております。本市といたしましても、新たな洪水浸水想定区域に対応した防災マップを速やかに作成するために、本議会に補正予算を上程しており、できる限り早い時期に市民の皆様へ新たな情報を周知し、避難体制の充実・強化に努めてまいります。

なお、今回、国が公表をいたしました佐波川洪水浸水想定区域には、牟礼公民館付近は含まれておりませんが、牟礼公民館の近隣には水位周知河川であります山口県が管理する柳川と馬刀川がございます。この2つの河川の洪水浸水想定区域は、山口県が平成20年に公表し、これをもとに防府市が平成22年に防災マップを作成いたしました。

今後、水防法の一部改正に基づき、この2河川の洪水浸水想定区域も山口県により見直される予定でございますが、この時期につきましては、山口県に問い合わせをいたしましたところ、現段階では未定ということでした。

市といたしましては、住民の避難体制の一層の充実・強化を図るために、一刻も早い見直しを県に要望をしております。

最後に、牟礼公民館の建て替えにつきましては、地元諸団体の皆様からの建設要望書もいただいておりますが、見直される予定の洪水浸水想定区域によっては、浸水深さが変わることも考えられますので、県による新たな洪水浸水想定区域の発表の後に、適地での公民館建設につきまして、地元住民の方々と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○21番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございます。できるだけ早目にお願いしたいと思います。

もっと早くお願いしたいと思うんですけど、今、柳川の改修がいつになるやらわからんということの今の状態になっておるようです。もともとすぐやるんじゃという話だったんですが、今から30年ぐらい無理じゃないかなと聞いておるんですけど、そうすると生きちようちにはできないということになるんです。

それにもかかわらず、公民館のすぐそばに環状一号線というのが今できよるんです。その道路の排水を全部柳川に流しておるように穴をようけあけておるんです。要するにモグラがようけ穴をあけているような、人には柳川に水を流すなど言っておりながら、公は勝手にどんどん穴をあけるんです。こんな矛盾なことはありませんが。

それはさておき、公民館優先にやりたいと思うので、実施時期がわからないようでしたら、まず水につからんような方法をとるべきではないかなと。

前に市長さんのほうからいろいろ聞いておりますけれど、向島が済んだら小野のほうに行つて、小野が済んだら牟礼に来るのではないかなというふうに聞いておりますけれど、それも10年、15年先となると、私の担当から外れて、墓の中から見ようになると思いますが。

今現実に、ことしは大方水が多いだろうと思うんです。大体50センチはつかるんです。だから長靴ではちょっと無理なんです。できたら、何とかそういうふうな逃げ場、そういうことも考えるべきかなと。

牟礼だけに想定することじゃありませんが、あちらこちらも今一時的な集中豪雨が来ま

すので、そういうふうを考えてやるべきだと、特にこの水防法に引っかけて物を申し上げているのは、水防法で、鬼怒川で切れたのは越水による、要するに土手の上に水が超えた、それによって流れたとか、切れたとかいう話がありました。

そういうことがこの中に表現されておりますので、早く法律の施行について周知をしていただいて、内水氾濫が起こらないように、最初の質問ではありませんが、市街化調整区域でありながら、放水能力がある上でもそういう事故が起こっているというようなことがあります。

こういうことがありますので、過去には水路の改修等々については、三面張りのコンクリートでやっておって、同じ勾配でやっておりましたけれど、今は工法が大分変わっておると思います。その変わっている中で、あちらこちらの改修等もやっていただいて、少しでも水の流れが遅くなるように、公民館もゆっくり建て替えもできるかと思えますけど、延命策ができるように、いろいろの努力もしていただきたい。

地域とすれば、早目早目をお願いしたいという要望が出ておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、21番、田中敏靖議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、23番、今津議員。

〔23番 今津 誠一君 登壇〕

○23番（今津 誠一君） 会派「和の会」の今津誠一でございます。きょうは2点にわたり提案ないし質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点は、中小企業支援センターの創設について提案を申し上げたいと思えます。

地方創生の主眼は、地域経済の縮小と人口減少の克服とされております。ただ、人口減少は、地域経済の拡大によっておのずと一定程度解消される問題でもあります。とするならば、地域経済の拡大を促す中小企業の振興こそ地方創生の本丸とすることができます。中小企業の振興によって仕事をつくり、人を呼び込み、まちを元気にする、このことがまさに地方創生だと言っても過言ではありません。

昨年の10月、防府市の総合戦略とその具体策が示されました。5つの重点基本目標ですか、と84の取り組みが示されたわけですが、中でも防府市の雇用の約9割を占める中小企業の振興こそが防府市再生の鍵です。

中小企業を振興し、域内に外貨を取り込み、その金を域内で循環させ、地域経済を活性化させる構造を築くことが極めて肝要です。よって、今後市内の中小企業をいかに育成す

るかということを経営の中心に据えるべきだと考えます。

今回は、その政策の1つとして、既に先進都市におきまして大きな成果を上げている中小企業支援センターの創設を提案いたします。このことについて、執行部のまず見解をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、本市は現在、人口減少の克服と地方創生をあわせて行うべく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な進行に日々努力しているところでございます。

地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確実なものにしていくためには、「ひと」と「しごと」が結びつく場所であります事業所の質と、そこから生み出される商品やサービスをより良いものにし、地域経済を儲かる体質に変えていかねばなりません。このことにつきましては、既に多くの方々がさまざまな場面で議論しておられますが、私もどのようにすれば、本市に立地する全ての事業所が活気にあふれた商売ができるようになるのか、悩み続けているところでございます。

さて、議員御提案の中小企業支援センターでございますが、大きく分けて2つの種類があると感じております。

1つは、中小企業支援法に基づき、全国各地の産業振興財団などを都道府県等中小企業支援センターとして中小企業庁が指定するもので、山口県では公益財団法人やまぐち産業振興財団がその指定を受けておられます。

当財団は、中小企業の経営や技術などの専門分野におきまして、豊富な経験と知識を有する民間人材を配置し、本市をはじめ、防府商工会議所や各金融機関と連携しながら、中小企業への支援を展開しておられます。

もう1つの中小企業振興センターでございますが、近年マスコミなどに取り上げられて有名になった静岡県富士市の例などにもございまして、各地域がそれぞれの産業実態に合わせて独自に設置するものでございまして、機能的には、防府商工会議所内に設置されております中小企業相談所に近いものと思っております。

このように、本市の中小企業を支える機能といたしましては、中小企業庁指定のやまぐち産業振興財団や防府商工会議所の中小企業相談所があるわけでございますが、さらに中小企業者を支える機能として、中小企業振興センターを考えるのであれば、我々はまず類似の機能を持ち、本市を中心に「売れるものづくり支援」などで実績を上げております「山口・防府地域工芸・地場産業振興センター」を思い出さなければならぬと存じます。

現在、地場産業振興センターの経営相談業務や、商品やサービスの改良対応等に大きな問題があるとの認識はございませんので、本市は既に広域につながりを持つ、自前の立派な中小企業振興センターを保持していると言えるのではないかと考えるところでございます。

聞くところによりますと、さきに述べました富士市の産業支援センター、f-Biz（エフビズ）と申すそうでございますが、年間委託料が4,200万円とのことでございます。

一方、本市の地場産業振興センターにつきましては、年間おおよそ5,000万円の補助金が投入されております。工芸指導員1名、広域産業コーディネーター1名、市内企業相談員1名の専任職員が、本市を中心に中小企業の皆様からのさまざまな相談に対応しており、相談者から「非常に頼りになる」との言葉をいただいているところでございます。

こうした中、この秋、11月19日になる予定でございますが、昨年立ち上げました中小企業振興会議の主催セミナーで、f-Bizの小出宗昭センター長に講演をお願いしているところでございます。

本市と先進地との間に新たな御縁も生まれておりますので、こういった先へ教えも乞いながら、現在の地場産業振興センターの質的向上を果たすことで、中小企業振興センターの創設に勝るとも劣らない環境を本市に整備してまいりたいと存じております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） 答弁ありがとうございました。

ただいまの回答を要約いたしますと、防府市には既に年間大体5,000万円と言われましたが、ことは5,400万円ということになっているように思います。この補助金を拠出しておる地場産センターがあると。

富士市の産業支援センターは、4,200万円の委託金で十分な実効を上げている、このことを考えれば1,200万円も多く補助金を拠出していながら十分な成果が上がっていないことにじくじたる思いがあると。富士市の先進地から教えを乞いながら、現在の地場産センターの質的向上を図っていきたい。中小企業支援センターの創設に勝るとも劣らない環境を整備したいと、こういう御答弁だったと思います。

ただいまの答弁に対しまして私の結論を申し上げますと、地場産センターの質的向上は不可能である。提案している中小企業支援センターに勝るとも劣らない環境を整備することはできない。

その理由を申し上げたいと思いますが、その前に静岡市と富士市の産業支援センター等

の取り組みの内容をまず紹介をしておきたいと思います。

先に静岡市の取り組みですが、静岡市は産業交流センター、中小企業支援センターを併設した施設を設置し、それぞれの事業を行っております。産業交流センターでは、まず第一に創業しやすい環境づくり、それから大学と企業の接点づくりを目指し、つまり創業と産学連携に力点を置いて創業支援の専門家が、創業者や中小企業をサポートし、また産学連携の専門家が大学と企業を結びつけ、新たなビジネスを実現するための情報とネットワークを提供しております。

ここで注目すべき点は、いずれも専門家と言われる人材を配置していることでもあります。

次に、中小企業支援センターでは、新しい活力を想像するため産業支援機関と連携し、経営課題についての相談、専門家の派遣、情報提供等を行って中小企業や創業者をバックアップしております。

続いて、富士市の取り組みですが、富士市の産業支援センターは先日NHKの番組でその事業活動ぶりが取り上げられていましたが、先ほど紹介のあった小出センター長を含め、7人のそれぞれ専門のスタッフが創業者や事業者と同じ目線に立って個別支援を重視して、そして新規事業開発、マーケティング、販売促進など、経営全般に関する相談やサポートを行っております。その結果、富士市の中小企業全体の売り上げが1割から2割程度伸びたということです。

当センターは、新たな市場を開拓したい、事業をさらに成長させたい、経営の課題を何とか解決したいと考える、やる気のある事業者の声に応えるための産業支援拠点と位置づけ、特に企業の問題点を指摘するだけではなく、強みやよいところを伸ばしていくということを心掛けているそうでもあります。サポートも単発に終わらせず、マーケティングデザイン、販路開拓、プロモーション、ブランディング等、各専門家のバトンリレーで、質の高いワンストップコンサルティングを提供しております。このように、一つ一つの企業に対して愛情を持って指導し、育成している姿勢が伺えます。

さて、先ほどの理由についてこれから申し上げたいと思います。

そもそも地場産センターは、昭和63年に中小企業庁が山口県は工芸が盛んであるということから、旧2市6町の工芸に関係する地場産業の育成発展を図る目的で創設されました。

一方、私が提案する中小企業支援センターは、防府市内の中小企業だけを対象にその育成と振興を図る目的で創設しようとするものであります。地場産センターと中小企業支援センターは明らかに事業目的が異なるし、また対象とするエリアも異なります。前者は、旧2市6町、現在は山口市、防府市、美祢市が中心かと思いますが、その広域に及んでお

ります。後者は防府市内であります。これらを考えると、両センターは全く似て非なるセンターであると、毛色の違うセンターであるということが言えると思います。

また地場産センターは、広域に及ぶ地場産業を対象とするため事業効率が極めて低いということでもあります。現在当センターでは、工芸指導員1名、広域産業コーディネーター1名、市内企業相談員1名のわずか3名の専任職員が業者の相談等に応じております。しかも、市内企業相談員は防府市内の中小企業だけではなく、山口市、美祢市の中小企業からの相談にも応じております。このような体制でどうして質的向上が図れるのか。

ちなみに、富士市の産業支援センターでは、センター長を含めた7名のスタッフに加え、4名のスペシャルゲストメンバーが活動して、事業者一人一人に対してきめの細かい対応をしております。

現在の地場産センターで、事業効果を上げようと思えば、今後さらにはかなりの人数のスタッフをそろえなくてはならないと思います。現在5,400万円の補助金を拠出してありますが、さらに数千万円を加算することになります。本当にできるのでしょうか。どのようにして質的向上を果たすのか、しっかりとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 産業振興部です。貴重な御提言ありがとうございました。

確かに、地場産はさきの経営状況でも報告をさせていただいたとおり、企業相談については防府市が7割、山口市が2割、そして美祢市が1割、これは設立当初からやっぱり広域で取り組むという施設なんでそういう形になります。

今、議員御提案の防府市独自の中小企業センターという御提案でございました。ただ、地場産の構造をもう一度皆さん御理解していただきたいのは、あの建物は5階建てでございます。1階から3階までが地場産業センターでございます。4階5階が商工会館という形になっております。

先ほど市長からの答弁があったように、中小企業の支援するものは県のセンターと、もう1つは商工会議所に中小企業相談所となるものがございます。そちらについては防府市をターゲットにした形で、中小企業の方の経営者の方の経営診断とか資金不足とかそういう相談にはのってらっしゃいます。ですので、私どもはそういう、あの建物を一体とした形で、今後、防府市の中小企業の支援を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほど創業支援についても御紹介がありました。これについても私どもは全国に先駆けて、創業しやすい防府市ですよという形を命題に上げて、皆さんにも御理解い

ただいたように、操業する方に対して一部ではございますが創業支援補助金というものを平成24年度に新設させていただき、そして平成26年度からは創業支援計画、約これ5年間なんですが、まずは私ども商工振興のサイドは商店街の活性化も同時にやりたかったものですから、まずその窓口は銀座商店街、旧山口銀行防府支店、天神ピアの1階に設けておりました。

ただ、この2年間、私どもその相談者からの御意見等も感じた場合、やはり駐車場がないねということもございましたので、このたび8月にはなりますが、デザインプラザ1階に創業支援センターのまず窓口、そしてそれを伴走しなければなりません。そういうのをインキュベーション機能というんですけど、それを兼ね備えた形でオープンしたいと思っております。ですので、そういう機関を連携しながら防府市の中小企業の支援もやりたいと。

地場産についても、確かに人材不足はこれは議員御承知のとおりです。やはり常勤の専門家が必要ということも私ども認識しております。しかし、それはなかなか集まらないのも事実でございます。ですので、その辺は先ほど言った県の産業支援センター、それから商工会議所の専門員がおります。

それから、今度立ち上げます創業支援センター、インキュベーションセンターにも専門員をつける予定にしておりますので、その形で連携しながら防府市の中小企業の支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） なかなか納得のできない説明であったと思っておりますけども、地場産センターのあそこのビルに、1階から3階までそういった関係の団体があって、それらと地場産センターが一体となるこういった体制で支援に努めていきたいと。商工会議所内にある中小企業支援センターですか、これも一緒にということでしたけども、そもそも、もうこれまでの過去30年前に創設されたこの地場産センターという組織というものにメスを当てなければ、これと一緒にやってやるといってもその効果は絶対に期待できません。まずそのことをしっかり認識してもらいたいと思っております。

それで、やはりこの地場産センターの組織改革というものができかどうかはわかりませんが、これ必要なことは申し上げるまでもないと思っております。そういうことはぜひやっていただきたいと思っております。

今後、当然事業縮小とか事業廃止、そういったものも視野に入れていくべきではないかなというふうに思っております。このことについて、関係市で集まって協議をしていただきたいと思っております。他の2市がこの産業支援センターに対してどのような感触を持ってお

られるのかも、このセンターを廃止するべきというふうな考えもあるかもしれません。

その辺をしっかりと協議していただきたいと思うんですけども、ちょっと聞いた話ですが、過去において美祢市の市長さんが、もうこの事業から撤退をしたいというようなことを申されたということもあったというふうに聞いております。そういうことで、今の3市が集まったの協議をぜひやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は役目がら、この2市4町、山口・防府地域工芸・地場産業振興センターの理事長を18年務めております。分担金は、圧倒的に防府市が多いわけでありまして、圧倒的に多い中にもかかわらず山口地域と美祢地域の産業振興のお手伝いもさせていただいているのが実情でございます。

先ほど申されたとおり、当時は通商産業省でございますが、中小企業庁の肝いりで、現在では経産省になりますけども、その局長も地場産業まつり等々には必ず御出席をいただいているわけでありまして。

美祢市のお話になりましたが、美祢市の前の市長さんは確かにおっしゃるとおり、実は美祢山口防府地域というふうに美祢を入れてくれと。正直に申しますと、山口防府地域工芸地場では美祢の影が薄いと、美祢という文字を入れてくれという話になりまして、それは実は難しいと、定款から何から印刷物から全部やりかえなきゃならんと。ごくわずかな分担金の中で、その経費を賄っていくこともできないからということで申し上げていたんですが、ならもう払うのやめたということで、過去2年間ぐらい分担金のお支払いがございません。

そこで困っておりましたが、このたび市長がかわられまして大分違う政策をお持ちのようでございますので、一度私も胸襟を開いてお話もしなくてはならないなと思っておったところでございます。

いいタイミングのような気もいたしますので、御当局のお考えもお聞きし、あわせて山口市さんとも協議をして中小企業支援センターというものについて、山口市もいろいろ地方創生の一環でさまざまお考えが及んでいることと思っておりますので、話してみるいい機会ではないかなと思っております。

いずれにしましても、地方創生の観点から「まち・ひと・しごと」この流れをしっかりとつくっていくことは、極めて大切なことであるということは議員と私は考えを一にしております。

大方の方がそういうお考えのものと思っておりますので、その本旨に沿った形での制度のあり方も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） ありがとうございます。さきに、市長さんはそういうことを言われたことがあるらしいんですけども、ただ美祢市の商工会の関係の方は、物品の販売があそこでできるということで、そういったメリットがあるんでこれは残してほしいとこういう意見もあったということです。

そこで、私とすればこれから協議をしていただくわけですけども、現実的な選択として一挙に廃止というのはなかなか難しいかと思うんですけども、この事業縮小ということは考えられないだろうか。そうすると、5,400万円の補助金の拠出もかなりこれ減ってくるわけですね。

今現在、地場産センターの事業は各種ホールの貸し出しであるとか、あるいはイベント開催、特産品の紹介、販売の事業を行っておるということですけども、こういった事業に限定化して行って、そして5,400万円の補助金をかなり削減をしていくということもできるんじゃないかと思いますが、部長さんいかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

まず補助金の推移でございますが、議員が御紹介の5,400万円は予算額でございます。精算しましたらお返ししていただくという形で、大体4,500万円から5,000万円程度というのが過去5年間の推移でございます。

そして、今回5,400万円の金額ちょっと上回ったのは、先ほど御紹介した、1階に今まで、御存じと思いますが、FMわっしょいと飲食が入っていたと思います。これは3月には幸せますステーションへ飲食が移りますし、4月にはルルサスの1階へFMわっしょいが移りました。

その後に、先ほど御紹介した「創業支援センター」プラス「インキュベーションセンター」機能を兼ね備えた形の工事費を今回入れてますので、若干その工事費が膨らんだということをまず申し添えておきます。

事業縮小なんですけど、ここは平成26年度に公益財団法人という札を掲げました。これについて、先ほど事業縮小というのは、あくまでも公益性のある事業を50%以上はしなさいよと。今基本的には60%を超えております。

この中についても、貸し館も営利を目的はこれは公益にありませんが、先ほど言った、前回御紹介したジェットロとかそういうもののセミナーとかをやれば、これは公益性があるという形になりますので、そういう貸し館についても、私どもは公益性のほうを重視しながら事業展開はしたいなと思ってます。

それから、先ほどの工期の関係もありますが、私ども先ほど平成22年から防府市独自の売れるものづくり支援事業、これ非常に市内企業の方は新商品開発、そして新商品開発したけど中小企業というのは販路拡大非常に弱うございます。

これに対してどう支援していくかという形の支援事業も新たに創設してますので、この辺についても先ほど、議員の皆さんの御提案もありました中小企業振興会議の中でいろいろ事業提案があるかと思っておりますので、その提案でデザインプラザでできるものがあるのかどうか、その辺は精査したいなというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） ところで、5,400万円か4,500万円かわかりませんが、この3地域の産業支援をしておるにもかかわらず、なぜ防府市だけがこれを全額負担をするのかということについて、誰しもが疑問に感じるころではないかと思うんですけども、これはどういう経緯から防府市だけがやるんでしょうか。他市からも当然拠出を要請するのが普通ではなかろうかなと思うんですけども、それはどういう経緯からそのようになっているんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

まずは先ほど議員紹介の昭和63年、これ山口・防府地域工芸・地場産業振興センターを設立するときにはまず出捐金というものをいただいております。この金額は割合がございまして、防府市が約4割程度、そしてあとは2市6町、山口県、それからその2市6町の関する商工会議所、商工会、それから地場産品などで、その地域の事業組合等は出資されてます。

そのときの設立のときに、まずはあの建物は防府市にございます。ですので、その建物を管理運営する経費についてはこれは防府市が負担すると。そして商品の物販、1階にアンテナショップございます。これに対しての経費は残りの2市6町だったんですが、そちらで分担するという経緯になっております。ですので、管理運営費については今防府市が負担すると、これが約4,500万円程度という形になってます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） 今、管理運営費というふうに言われましたけども、先ほども言ったように、そこにはその3名の人員がおって、それはそれぞれ地域に回ってそういう地場産業の振興に向けた活動してるわけですね。それらの人件費も、全て防府市が今は

負担をしておるわけで、その辺は管理運営費だけではないんじゃないか、そう思いますけど、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 一応補助金的なものは防府市からですが、美祢市、それから山口からは分担金という形でいただいております。そういう観点もありますので、やっぱり設立の当初、2市6町での公費で中小企業に支援をするという設立目的もございますので、そういう形で対応しております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） いずれにしても、この地場産センターの事業というのは恐らく、なかなかこう改善が難しい、その事業効果も上がりにくいセンターにあるというふうにもう誰もが思ってるんじゃないかと思えます。ですから、この辺のところにはしっかりと今後メスを入れて、組織改革なり事業縮小なりを目指していくべきであるということは申し上げておきたいと思えます。

それから富士市の場合、委託金が4,200万円でセンターを運営してるということですが、仮に先ほどの5,400万円のうちからこれがある一定程度削減をできるならば、また商工会議所内にある中小企業、これは何とかセンターですね、ありますが、ここに今1,100万円の補助金も出してありますよね。

それから、さっき言われたインキュベーションセンターですか、創業支援センター、こういったものも事業としてかぶる組織でありますよね。そういったものを一体化して統合することによって、そして事業経費が節約できる。そうすると4,200万円の委託金というものもある程度確保できるんじゃないかなと、このように思いますんで、ぜひそのところを検討していただいて、とにかく3地域じゃなしに防府市の中小企業をいかに元気にするか、このためのセンターをぜひ考えてもらいたいと思えます。

このことについて、やはりこの小さなところで考えるだけじゃなくて、この前包括連携協定をいたしましたYM-ZOPあたりの考え方もぜひ参考にしてもらいたいと思えますし、それから先ほど紹介があった富士市の産業支援センターの小出氏あたりにも、どのように思われるかという意見を聞いて参考にさせていただくといいんじゃないかなと思えます。

最後になりますけども、地方創生にも賞味期限があります。地方創生はスピーディーに取り組まなければなりません。この今ある地場産センターを改革して、これから防府市にとって効果のある事業をやっていこうと、そういうぬるいことをやったら地方創生は終わってしまいます。

そういうことで、「鉄は熱いうちに打て」ということわざがありますが、ぜひこのことをしっかりと肝に銘じてスピーディーにやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それではこの項の質問を終わりたいと思います。

次に、ふるさと納税指定寄附制度の即刻の導入についてお尋ねいたします。

昨年12月及びことしの3月議会におきまして、ふるさと納税の積極的活用を提案いたしました。ふるさと納税には、大別して一般のふるさと納税と寄附者の意向を尊重して特定の事業に寄附を仰ぐ指定寄附制度があります。最近は後者の指定寄附制度が急増しつつあります。

私は、ふるさと納税の寄附額を増やすには、返礼品の拡充が不可欠と指摘いたしました。これを受けて、商工振興課においては素早い対応をされまして、返礼品をこの4月までに50品目にそろえてということでしたが、これを84品目に拡充されて、その結果、本年4月には既に昨年の、私は寄附額と申しましたが寄附額ではなくて、寄附件数が昨年の累計の寄附件数を上回っておるとこのことをございます。さらなる返礼品の拡充に努められまして、寄附額の増大を目指していただきたいと思います。

さて、指定寄附制度の導入ですが、これまでの回答では本年の導入に向けて検討するということでした。しかし、いまだにいつ導入するのか、一体何を検討しているのか、どのような問題があるのか明確な回答をいただいております。

この導入によって、防府市が抱える重要事業や地方創生の具体策を推進する貴重な財源を確保することができます。さらに、返礼品で地場産業も潤います。また、この導入には一銭の金もかかりません。予算ゼロ事業です。即刻制度の導入を決定し、これまで再三にわたり提案してきた2つの事業、つまり一つは伊藤・井上両公富海上陸地の整備事業、いま一つはNPO法人青い鳥の防府市の野犬をゼロにして、市民の安心・安全を守る事業を指定していただきたいと思います。既にこの制度の導入を首を長くして待っておられる県内外の納税者がおられると聞いております。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

ふるさと納税における指定寄附制度につきましては、寄附者の意向を反映する仕組みとして国も積極的に推奨されております。本市におきましても、本年度の導入に向けて準備を進めているところでございます。

この指定寄附制度の導入に当たりましては、いただいた寄附金の充当に関して、当該年度だけでは対応できないことが想定されますことから、寄附金を適正に管理するための基

金の設置が必要となります。

そのため、現在基金の積み立て、取り崩し等のルールを検討をいたしており、次の議会におきまして「防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例」の改正案を上程できるよう準備を進めてまいります。

また、寄附者の意向を適切に反映するためには、選択できる範囲の設定や対象事業の選定をどのようにするかが重要でございます。これにつきましては、本市の取り組みをより広く寄附者にお知らせすることができるとともに、寄附者の方にとってもなじみが深く利用しやすい手法として、総合計画の大綱に沿って主要事業のうちから事業を選定し、寄附者に選んでいただくことを予定いたしております。

この対象事業の選定に当たりましては、例えば平成29年秋の開館を目指して現在建設を進めております、山頭火ふるさと館の展示資料の充実を図る事業など、本市ならではの特色のある取り組みを中心に検討を進めてまいります。

そこで、議員御提案の富海の伊藤・井上両公上陸の顕彰事業につきましては、「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「富海地域の歴史的資源や美しい自然を活かした観光振興」の取り組みの一つとして位置づけておりますので、総合戦略を推進していく中で指定寄附の対象事業とすることについてあわせて検討してまいります。

次に、もう一つの御提案であります指定寄附の対象にNPO法人等の取り組みを加えることにつきましては、本市におけるNPO法人等の支援のあり方を含めた検討を行い、その自主性や自立性を阻害しないように配慮した制度設計をする必要がございます。

現在、NPO法人等を指定して寄附を行える仕組みを導入し、多くの寄附を集めている先進自治体の取り組みについて、当該自治体の条例や要綱等を参考にしながら検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、寄附された方の本市を応援したいという思いを可能な限り反映した指定寄附制度の導入につきましては、議員のこれまでの御提案を踏まえた上で残された課題の検討を進め、年内のできるだけ早い時期に指定寄附の受付を開始できるよう鋭意準備を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） 回答ありがとうございます。

これまでの回答から、さらに一步も二歩も前進した回答をいただいたというふうに、確かな感触を得ております。最後に言われた、議員のこれまでの提案を踏まえた上で残された課題の検討を進め、年内のできるだけ早い時期に指定寄附の受付を開始できるよう鋭意

準備すると、こういう回答をいただきました。

この2つの事業の指定を心待ちにしておられた関係者一同、本当に感激されていることと思います。私からも厚くお礼を申し上げます。

さてそこで、今残された課題について、先ほど具体的に言及されましたが、少し確認をしておきたいと思いますが、主たる課題は寄附金を管理するための基金の設置、それから基金の積み立て、取り崩し等のルール の 制定、それから基金の設置管理、処分に関する条例の改正、改正案は次の議会と言われましたので9月議会に上程される予定ということで、主たる課題というのはこの程度かと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

基金条例の制定、もう1つの課題でございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが対象事業の選定というのもございますし、NPO法人等につきましての関与のあり方という課題もございますので、その辺の課題を今後精査していくということでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） それじゃ、ただいまも申されましたことも含めて、9月議会で条例の改正案が認められれば、ほぼ課題は解決だということになるかと思えます。スピーディーに対応していただくことをお願いをしておきたいと思えます。

ちょっと返礼品についてでございますが、昨年の12月議会で他市に勝るとも劣らない返礼品の拡充に努めるとこういうことで、4月には84品目に拡大をして対応されたと。このことは本当に評価をしたいと思うわけですけども、山口市はこういったパンフを作成して、こう見ると既にもう100品目以上が載せられております。

これを持って、市長さんは駅前に立ってこれを通行の市民の皆さんに配られたそうです。たまたまそこに防府市の人を通りかかってこれをもらわれて、私、これもらったんですけども、市長もこういうふうにはPRをしておられます。どうか山口市に負けられないようにしっかり頑張ってもらいたいと思えます。

それから、市の文化財に指定された伊藤・井上両公富海上陸地の整備事業であります。2018年には明治維新150年を迎えるということで、でき得るならばそれまでに整備が完了しておければと思うんですけども、なかなか財源の問題があつて思うように今進まないということで、私は国もなかなか恐らく金を出さないだろうと。地方創生の交付金ですか、こういうものも微々たるものでこれではもうとても建設できない。

結局、こういったふるさと納税の指定寄附制度で、思いを持った方から寄附を仰ぐとい

う形でお金を集める以外にない。今般、恐らく近いうちに企業版のふるさと納税、これも始まるんじゃないかなと思うんですけども、そういったものが採用されれば思わぬ巨額な寄附金もいただけるかもしれません。そういうことで、今どのような教育委員会として準備をされておるのか、その辺をちょっとお知らせいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、この伊藤・井上両公の上陸の顕彰事業どの程度進んでいるかということでございますが、先ほど本答弁でもありましたが、この顕彰事業につきましては既に「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、富海地域の幕末維新関連の史蹟の一体的活用に向けた整備推進として位置づけております。

また、議員御指摘もありましたが、富海地域では地方創生加速化交付金事業であります富海ブルーと英語教育が織りなす交流・移住・定住空間の創造事業を展開しているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまで議員の御提案などを参考にいたしまして、担当部署としての整備構想は検討しておりましたが、今後この富海地域で展開されているこれらの事業とも並行して、富海地域の活動団体からの御意見をいただきながらできるだけ早急に具体的な整備方針の検討を進め、維新の学びの場として整備活用を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど山口市長の事例が上がりましたが、あれは多分不特定多数の市外のお客が多く通られる、ある通路が開通したそのイベントの折に配布されたんじゃないかと思えます。

本来、市民は納税という、これは尊い、非常に重い、私は尊厳だとさえ思っておりますが、納税をしていくというものが日本国民の重大な使命の一つであるわけでございます。

その納税を別な形でしていくというのが、今のふるさと納税の状況でありまして、金品にかわるようなものまで配るようなやり方は、いささかいかげんなものかとか、あるいは電気製品などを配布したりとかというようなのは、本来の趣旨からは私は逸脱しているものではないかと実は思っております。

それから、ふるさと納税というものに頼ってしまう産業があらわれたとしたら、これはふるさと納税というものが国の方針で認められなくなってきたときには、とんでもない今度は産業を直撃してしまう、その地の産業を疲弊させてしまうことにもなりかねないという両面を私は持っているというふうに実は思っております。

そうした中で、他市に負けないようにそこそこいただいていこうじゃないかというような考え方の中で80何品目かつくっているわけでありまして、企業版ふるさと納税につきましても今この場では申し上げることはできませんが、実はいろいろな試みを私なりに開始をいたしているところでございますので、両面にらんだ形の中で本市の地方創生に役立たせていただきたいと、かように考えておりますことを申し添えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） 今、市長さんからふるさと納税のあり方というような話がありましたけども、これは市長さんも先ほど答弁で言われたように、国もこれ積極的に推奨しております。国も、安倍さんもこれを所信表明で述べて推奨しております。

これ何でふるさと納税がここまで盛んになったのかというと、やはりこれは私個人的に思うんですが、的は外れてないと思うんですけども財務省対策だと思う。一旦国庫に税金を入れたら、もう今の財務省は握り切って一銭も出したがりません。

だから、そういうふうに入る前に税の横流しをやって、不足しているところに満たしていこうというのがふるさと納税だというふうに思っております。ちょっと私の考えを述べさせてもらいました。

それから、ここで市長さんに事業の追加をお勧めしたいと思うんです。先ほど山頭火ふるさと館のこともちょっと部長から話がありましたけども、私は一つは今非常に大きな問題になっております新庁舎の建設事業、それからいま一つは先ほど私が質問した中小企業支援センターの創設事業、これを事業の中に指定をされてはいかがかということをお勧めしたいと思っております。十分一考に値すると思いますが、市長さんいかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） という御発言があったということをお聞きしたということにとどめさせていただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） ふるさと納税の指定寄附制度については、財政課もいろいろとこれまで苦労されてきたわけでありまして、ここで一般のふるさと納税もそれから指定寄附制度においても、返礼品ということで非常に関係も深い産業振興部への所管替えをはっきりされたらどうかというふうに思います。

中村副市長さんからもこれまでその辺の話について、いや指定替えをすとかしたとかというような話があったけども、何かいまだにはっきりしてないような、きょうも答弁は財政課がするという事になっておりますけども、この辺の指定替えをはっきりしてもう産業振興部でこれに対応するという、一本で決めてもらったらすっきりするんじゃないかと

思います。いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） ただいま私がということでございましたんでお答え申し上げますが、いわゆる産業振興の部門で返礼品を増やしたという観点もございまして、産業振興のほうへ重点を今移しております。

ただ、企業版とかそういった、あるいはほかの指定寄附、そういったものがありますので、今の段階では総合政策部もかわりながら前へ進んでおるという状況でございます。ただ全体のいわゆる範囲というものの非常に広いもので、それに対応します、例えば教育に対しますもの、福祉に対しますもの、そういった指定寄附もあろうというふうに思いますんで、その2つの部だけではやはり対応することが非常に難しいんで、それに対応します委員会を今つくって協議をしておるという状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 今津議員。

○23番（今津 誠一君） ありがとうございます。それでは私の質問をこれで終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、23番、今津議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、17番、山下議員。

〔17番 山下 和明君 登壇〕

○17番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきたいと思っております。公明党の山下です。どうぞよろしく願いいたします。

最初は、災害対策、土砂災害特別警戒区域——通称、レッドゾーンについてお尋ねをいたします。

熊本地震が発生して2カ月がたちます。観測史上初めて、震度7の激しい揺れに2度も襲われた熊本地震でお亡くなりになられた方、そして、被災された方々に御冥福とお見舞いを申し上げます。

熊本地震は、その後も余震が続き、震度6以上が断続的に発生し、家屋の倒壊により甚大な被害が出ました。阿蘇神社は崩壊し、宇土市役所は半壊、JRは九州新幹線、在来線

とも運休が続き、生活面では停電、断水、ガス停止が相次ぎ、避難所では食料品、日用品が不足し、余震に警戒した多くの人が車中泊をショッピングモールの駐車場で過ごす光景が、連日報道されておりました。

こうした大自然災害が防府市を直撃すれば、多くの生命、財産が犠牲になるかはかり知れません。ですから、過去の災害を教訓にして、被害を和らげるための減災対策や予防対策は、常日ごろから大規模災害を想定した準備計画や避難体制の強化は大事であります。

現在、地域防災計画を柱として、風水害対策を初め、津波避難計画、南海トラフ地震防災対策推進計画が準備されているところではありますが、熊本地震は想定外の規模で起こりましたので、災害対策について関心が高まっています。

そこで、質問いたします。土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの件につきましては、ここ数年、何人かの同僚議員が議会質問で取り上げていますが、その後の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

1番、防災マップ土砂災害編、ハザードマップについてであります。山口県が土砂災害特別警戒区域の指定を平成26年6月に行っていますが、その事前に、指定に伴う市民説明会を地域に出向き実施され、その後、当初の防災マップ、土砂災害編に土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを示したものに変更されたが、防災マップ土砂災害編の地図表示では、土砂災害警戒区域、イエロー線と特別警戒区域、レッド線が重なり、区域指定された居住者にとっては見づらく、判断しづらいものとなっているが、指定された特別警戒区域において、危険の周知を図る上で、地図を拡大したものを作成して、同区域内の居住者に配布すべきであると考えます。御所見をお伺いいたします。

2点目、レッドゾーン指定を受けた地域への対応についてですが、レッドゾーンの指定については、事前に県と市が出向き、説明会を実施しているが、当時の資料からすると15地区で、説明会の出席者は306人と伺っているが、対象となる世帯からすると出席者は少人数であり、また、指定を受けた居住者とは限りません。更新された土砂災害ハザードマップを市民に配布されたが、その後、レッドゾーン指定を受けた居住者に対し、どういったアクションを起こされたのかお伺いいたします。

そして、当時の説明会は、少人数であり不十分であると思うが、指定を受けた地域住民を対象とした再度の説明会を実施すべきであります。また、同地区に避難情報伝達がダイレクトに届くシステムの構築を考案し、対応すべきと考えます。御所見をお伺いいたします。

3、レッドゾーン内での既存建築物に対する支援についてお尋ねをいたします。

山口県では、土砂災害から県民の生命を守るため、開発の抑制や建築物の構造規制が行

われる土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定を、今年度末までに完了することとしております。これに伴い、現在実施しているレッドゾーン外への移転に対する支援に加え、レッドゾーン内の既存建築物を土砂災害に対して安全な構造に改修する場合も支援するとしてしております。詳しくは、がけ地近接等危険住宅移転事業等、住宅建築物の土砂災害対策改修に関する事業であります。これらの補助金を活用するには、市町に補助制度がある場合のみ活用ができるとしております。

本市では、平成21年6月に、「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」が設けられておりますが、これらが関係居住者に行き届いていないと思われるが、この補助制度の活用実績はどうかお伺いいたします。

本市では、住宅建築物の土砂災害対策改修に関する事業への補助金交付要綱が設けられていないと思うが、これらへの対応はどうかお伺いいたします。

4、レッドゾーン指定の解除についてお尋ねをいたします。

一例を参考にしますが、向島小田地区では、災害危険区域に指定された急傾斜地において、県事業である急傾斜地崩壊対策事業で、山の急斜面をコンクリートで擁壁工事が進められていますが、このような減災対策事業を実施することによって、レッドゾーン指定の解除はありえるのかお伺いいたします。

そして、大きい2ですが、災害時の避難行動要支援者名簿の取り扱いについてお尋ねをいたします。

近年、毎年のように多くの自然災害が発生していますが、災害発生時には、行政支援、公助には限界があり、自治会、地域での支援、共助が求められており、自主防災組織の構築が推進しつつあります。

先般、華浦地区の自治会運営会議において、防府市避難誘導行動要支援者名簿の登録人数一覧表が配布されました。自治会ごとの名簿登録者人数が掲載されたもので、華浦地区自治会で307人、本市では16自治会連合会の登録人数は、5月10日現在で4,410人と記載されていましたが、これらの名簿情報をどう扱うかについては、理解もさまざまで意見が飛び交ったところでもあります。守秘義務や名簿の運用面に混乱があると感じておりますが、3月中旬にこの件の説明会が各地で開催されておりますが、窓口となる自治会長や民生委員等が、1回の説明会で、名簿情報の取り扱いについてどう理解されたかと思っておられるのかお伺いいたします。

市内256自治会ありますが、その後、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定を交わした進捗状況はどうかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 17番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

平成13年4月に施行されました「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、いわゆる「土砂災害防止法」により、土砂災害等が発生した場合に、住民等の生命、または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域を土砂災害警戒区域、通称イエローゾーン、著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンとして指定ができることとなり、防府市では、山口県によりイエローゾーン654カ所、レッドゾーン565カ所が指定されました。

この指定を受けて、平成27年3月に防災マップ土砂災害編を作成しまして、地域別に区分けされたマップを市内全戸に配布し、市民の皆様へ危険箇所や避難場所などの情報の提供を行っております。

議員御指摘の防災マップを見やすいマップにできないかとお尋ねでしたが、指定区域の色につきましては、今後、防災マップを作成する際により見やすいマップになるよう、検討してまいりたいと存じます。

また、防災マップの活用方法といたしましては、土砂災害の恐れがある箇所だけでなく、避難場所の位置や避難経路などを確認することが含まれることから、ある程度、広域を示すマップが必要であると考えており、現在のマップとなったと理解をいたしております。

御提案をいただきました拡大したマップの作成と配布につきましては、市のホームページから詳細な区域の情報を閲覧及びプリントアウトすることにより御活用いただきたいと存じます。しかしながら、インターネットが利用できない場合もございますので、今後、見やすいマップの閲覧などについて検討してまいります。

次に、レッドゾーンに指定を受けた地域への対応についてでございますが、山口県によりイエローゾーン及びレッドゾーンが指定されるに当たり、平成26年2月から3月にかけて、これらを記載した図面を配布した上で、関係する107自治会の1万8,656世帯を対象に説明会を開催いたしました。既に2年以上が経過しておりますことから、今年度レッドゾーンに指定された地域にお住まいの皆様に対しまして、再度、レッドゾーンの危険性や建築の制限などをお知らせするとともに、説明会などの開催につきましても積極的に御案内してまいります。

次に、「レッドゾーンの地域に避難情報がダイレクトに届くシステムの構築を」とのことでしたが、本市では避難準備情報、避難勧告や避難指示などの避難情報につきましては、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に沿って策定した「防府市避難勧告等判断基準・伝達マニュアル」に基づき、自治会単位で早目の発令を

心がけているところでございます。

また、同報系防災行政無線による屋外スピーカーや戸別受信機をはじめ、緊急告知防災ラジオ、市メールサービス、ケーブルテレビ、FMわっしょいや広報車など、多様な手段を用いて避難情報の提供を行っており、特に緊急告知防災ラジオや市メールサービスの普及啓発に努め、レッドゾーン区域内にお住まいの方々に、一刻も早い情報を伝えたいと考えております。

次に、レッドゾーン内での既存建築物に対する支援についてでございますが、本市では、レッドゾーン内の危険住宅の移転を促進するため、移転者に危険住宅の除却に要する経費等に対し、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の補助金を交付する「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を制定し、市広報や市のホームページで紹介しております。この補助制度の内容は、危険住宅の除却を原則とし、撤去費の補助限度額は80万2,000円となっております。しかし、国が定めた制度要綱により、地区ごとに事業計画を作成することが必要になっていることから、本市を含め山口県内での活用実績はございません。

また、本年4月にはレッドゾーン内の既存建築物の改修に係る制度といたしまして、「住宅・建築物土砂災害対策改修事業に係る補助金交付要綱」を制定し、建築課の窓口において、山口県の作成したパンフレットを配布するほか、市広報への掲載や市のホームページにおいても、概要について説明するなど制度の周知に努めておりますが、御指摘のとおり、決して十分ではないと考えておりますので、今後ともさらなる周知に努めてまいります。

次に、レッドゾーン指定の解除についてでございますが、土砂災害防止法第9条第8項の規定では、「都道府県知事は土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部、または一部について、指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部、または一部について指定を解除するものとする」とされております。

議員お尋ねの向島小田地区につきましても、急傾斜地崩壊対策工事等が実施され、その効果により、指定された区域の安全性が高まり、レッドゾーン指定の必要がないと県知事が判断した場合は、指定の全部、または一部が解除されることもあり得ると考えております。

次に、避難行動要支援者名簿の取り扱いについてのお尋ねでございましたが、まず、避難行動要支援者名簿につきましても、「防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に基づき、災害時の避難行動に支援が必要な方々を、円滑、かつ迅速に支援するために、御本人の同意をいただいた上で、自主防災組織や自治会などの避難支援等関係者に対

し、名簿情報を平常時から提供するものでございます。条例制定後、準備に時間を要し、大変申しわけなく思っておりますが、今年度から提供できる体制が整ったところでございます。

この名簿情報の取り扱いにつきましては、避難支援等関係者である団体と市が、名簿情報の提供に関する協定を結ぶこととしており、名簿情報の閲覧や写しの所持を含めた管理を市に届け出た名簿情報管理責任者や、名簿情報取扱者のみが行えるよう制限し、これらの方々に個人情報取り扱いに関する研修を受講していただいた上で名簿情報を提供するなど、個人情報の取り扱いについては、十分配慮しております。

お尋ねの名簿情報の提供に関する説明会につきましては、本年3月以降、現在までに全地区の民生委員・児童委員協議会及び11地区の自治会連合会に対し開催しております、今月中に1地区の自治会連合会に対し開催し、残りの4地区の自治会連合会につきましては、現在調整している状況でございます。

この説明会では、まずは、災害時の避難支援活動の体制づくりを地域で話し合ってくださいよう御説明し、この活動を行うことが決まった団体に対して、名簿情報が提供できる旨をお伝えしたところでございます。

議員お尋ねの「1回の説明会で名簿情報の取り扱いについての理解を得られたか」ということにつきましては、地域においてさまざまな御意見が出ていることからして、説明が行き届いていない場合もあろうことを十分考慮し、今後、自治会等の会合に積極的に出向くなどして、名簿情報の活用について御説明を重ねたいと存じます。

また、地域で支援体制を整えることが決まった際には、市が名簿情報の取り扱い方法や手続きについて、改めて詳細な説明と適切な助言をさせていただき、正しい取り扱いをお願いしたいと考えております。

次に、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定の締結の状況につきましては、2つの単位自治会からのみ名簿情報提供の申請があった状況でございます。このうち、1つの単位自治会とは既に協定を締結して名簿情報を提供しており、もう1つの単位自治会においても、近々、協定を締結できる見込みであり、また、今月に入り、民生委員・児童委員協議会から名簿情報の提供の手続きについてのお問い合わせもいただいているところでございます。

この状況から、名簿情報提供の申請は、これから増えてくるものと考えておりますが、今後、より一層積極的に制度の広報に努め、実際に名簿情報を活用している事例などの紹介もさせていただきながら、説明会を通して地域の皆様に制度への御理解を深めていただき、一日も早く市内全域に避難支援活動が広がるよう取り組んでまいりたいと考えており

ます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 異常気象による自然災害は、全国各地で頻繁に発生しております。中でも豪雨による土砂災害は規模も大きく、生命、財産が犠牲になっております。

本市でも過去に豪雨災害を経験しております。梅雨に入り、土砂災害が起きやすい時期を迎えておりますので、災害時の対応、予防対策について——特にレッドゾーン内で居住しておられる方、関係者に対し、どこまで周知がされているのかを含めて確認を再質問でさせていただきたいと思っております。

最初の防災マップ土砂災害編についてであります。市長さんもこの防災マップ見られたと思いますが、イエローゾーン、レッドゾーンに線が重なった地域におきましては、非常にわかりづらいマップになっております。

先般、市民相談も兼ねて、建築課でその地域の拡大地図を出していただきました。こういう地図がレッドゾーン、イエローゾーン、拡大したものが——先ほど防府市のホームページでも取れるようでありますけれど、なかなか、やはり、高齢者にとっては非常にわかりづらい、今のマップでは。そうしたものをレッドゾーン内で居住しておられる方に、やはり、何らかの危険な地域であるということをお知らせする意味で、こういった活用も——先ほど見やすい地図を閲覧できるようなことで、今後、取り組みを検討したいということでございましたので、どうぞその辺を配慮していただけたらと思っております。

2年前ですけれども、レッドゾーンを県が指定をするということで、県と市がその対象となる地域、先ほど1万6,656世帯の方々を対象にして、実際は306人、市内で参加者がなかったということで、出席率からすると1.6%と、非常に関係する自治体、世帯からすると少ないわけでありまして。これは、法律によってレッドゾーンを県が指定をするために、そうした説明会が行われたわけでありまして。ですから、それに基づいて従来の防災マップ土砂編の分が、イエローゾーンが組み込まれて、更新をされて市民に全戸配布されたわけでありまして。

ですから、そういった関係者、また居住していらっしゃる方については、非常にその辺の本来伝えなければならないものが伝わっていないということが言えるわけでありまして。その辺のことにつきましては、先ほど説明会につきましては積極的にお知らせをしていきたいということで取り組み強化をされると思っておりますので、どうぞお願いをしたいと思っております。

その中に、先ほど避難指示の伝達方法ということで、メールサービスとか戸別受信機、

自治会長のところには、この戸別受信機が備えつけてありますし、また、防災ラジオ、市のホームページ、FMわっしょい、ケーブルテレビも含めて、広報車両もそういう事態のときには、さまざまな手段でお知らせをしていくということは、それは正しいことだと思うんです。しかし、レッドゾーンの指定を受けた地域へ、その情報伝達の手段としては、今言ったようなさまざまな方法で発信することは、そういう仕組みはあったとしても、その緊急情報が、果たしてその地域できちんとキャッチできる、受信できる体制にあるのか、機材があるのか、その辺のことについて、今まで確認はされたことがあるのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） これまで、そういったいろんな媒体による避難情報等の伝達手段がありましたけど、それが地域においてどの程度あるかという確認をしたかという御質問だったと思います。

恐らく、これだけの媒体があれば——恐らくの範囲で申しわけないんですが、皆さんは何らかの複数の方法でキャッチできているだろうというふうに想像しておりますが、調査そのものはしたことはございません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） そうした受信できるようなものはあるだろうと想像の域でありますので、やはり、その地域にお住まいの方っていうのも高齢の方もいらっしゃるでしょうし、寝たきりの方もいらっしゃるでしょうし、障害をお持ちの方もいらっしゃると思います。さまざまな方がいらっしゃるわけでありまして。視覚障害、聴覚障害。要するに、どういった緊急情報をキャッチできる仕組みはあるけれども、キャッチする側がきちんとあるのかということも含めて、この際、そこまで積極的に情報をキャッチしていくべきじゃないかなと思います。

これは、私は提案ですけれども、防災ラジオが、市内で7,373台、有料、無償含めて、今この防災ラジオが普及しております。ですから、この防災ラジオというのは、やはり、県内でも防府市特有のものであろうかと思っておりますので、こういった防災ラジオをレッドゾーン内の方々を対象として、仮称ではありますけれども「防災ラジオ普及啓発対策支援事業」というか、そうした、地域に無償、有償いろいろなことがあるかもしれませんが、やはり、私は、これが一つの、ダイレクトにそういう情報伝達ができるのではないかなと思いますので、このことにつきましては求めておきたいと思っております。

次に、3番目のところのレッドゾーン内での既存建築物に対する支援についてでありま

すが、先ほどありましたように「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」、これは平成21年6月1日に制定されて、国のほうから、また県のほうからレッドゾーン指定ということで平成26年4月1日に改正されております。もう1件の「防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱」につきましては、今年度の4月1日に制定されたということで、防府市のホームページ、この質問を取り扱う前にいろいろ調べたんですけども、これが出てこなかったのも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどのがけ地の交付要綱につきましては、限度額が78万円になっておりましたので、このたび80万円何がしに変えられるということも今改正中ということも伺っております。

しかし、先ほど、この補助制度の活用実績がないということにおきまして、危険住宅の移転への支援ということで、「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」、これが平成21年6月1日に制定はされているんですが、レッドゾーンが指定される以前から災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、この区域も建築物の移転も対象であったわけではありますが、県内も含めて、この補助制度の実績がないという理由について、もう少し詳しくお願ひをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

活用実績について県内ではゼロということで、先ほど市長のほうで答弁したところでございますが、この制度がそういった危険な地区、1軒1軒というんじゃなくて、その地区何軒かをまとめた地区として、集団的に移転していただくのが望ましいということでつくられた制度というふうに理解しておりますので、現実的には、なかなか地区全体でというところのものが無いというふうなところから、活用実績ゼロになっているというふうに理解しております。

○17番（山下 和明君） それは「絵に描いた餅」ということですよ。交付補助要綱が設置されてる。国の法律を見ても、そうした地区というか、その辺の部分というのが非常にわかりづらいし、出てきません。防府市の補助交付要綱にもそのことはうたっていないんです。今言われるのは、住宅・建築物安全ストック形成事業制度の要綱、要するに、その中間に基準があるわけです。これはどうなんでしょう。縛りがここであるわけでありませう。だから、補助要綱を設けていても運用がされていないという、これが実態だろうと思ひます。もう一つの件だって同じ交付要綱になりやしないかなと思ひますが、部長いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるところが的を射た部分があるとは思いますが。

国が定めたものでございまして、県のほうにも、今議員の御指摘の部分を含めまして、防府市といたしましても問い合わせといたしますか、1軒でも対応できるものとなるように相談なり要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 先ほど、このことについて周知したいというふうに市長が答弁されました。周知されてもこういう使いづらい実態があると、なかなか市民にはわかりづらい。また、行政担当者もこの判断というのが非常に——もっと、そういうレッドゾーン内でお住まいの方がわかりやすい、やはり、そういう説明というものは必要なんじゃないかなというふうに思えてならないんです。中途半端な市の交付要綱を周知しても、実際にはだめですよと、実績がないということが続きはせんかなというふうに思いますので、この件につきまして、県なり国なり協議を進めて、やはり、実態のある、そういう要綱に変えるべきじゃないかなというふうに思いますのでお願いします。

次に、4番目のレッドゾーン指定の解除についてであります。先ほど向島小田地区の一例を申しましたけれど、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の中で、先ほど市長も申されたわけですが、やっぱり、これはレッドゾーン指定の解除はあり得るということで御回答をいただいんですが、具体的にどういった工事を用いてやれば解除できるのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

一例として向島の小田地区ということでございます。

小田地区は、崖地の下に地区の特性として住居が連担しておる地区でございまして、割と早い時期におおむねの整備を県事業として行ってきたところ、そういった地区でございます。まだ、若干、小田地区の中でも、言い方は悪いかもしれませんがやり残した部分を含めて、あともう一つは、今ある県の施設が相当老朽化もしております。その辺で、県のほうが、また新たに調査を今からされるということでございますので、その辺の内容が、まだ今時点ではわかっておりませんが、また、その辺詳細な情報が入れば住民の方にもお知らせしていくことは県と一緒に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 災害防止工事によって、知事の判断で解除ができるというこ

とでありますので、向島の一例を申しましたけれども、やはり、各所あるわけでありますので、レッドゾーン地域においては、危険を回避するための、県と協議をさせていただいて、工事を計画的に進めていただきたいなというふうに、これは要望しておきます。

2番の、災害時の避難行動要支援者名簿の取り扱いについてですが、要配慮者避難支援は、これは御存じのように、強制するものじゃありません。数年かけてこの名簿になるまでに準備してこられたわけでありまして。これからが本番の取り組みじゃないかなというふうに感じております。個人情報の適正管理をするための協定を結んで、名簿の取り扱いについて気になる1点お聞きします。

名簿管理責任者については、自治会長とする場合が多いと思われまして。また、名簿の取り扱い者については、民生委員、または福祉委員とか自治会の班長とする場合が想定できるわけでありまして。しかし、自治会によっては、自治会長を輪番制、2年で変わるケースもあります。また、名簿の取扱者も変わるわけでありまして。当然、守秘義務が課せられておることから、変更時には、個人情報の取扱研修を受けることとなりますが、変更による引き継ぎ等については、これは自己申告なのか、それとも当局で調査して、把握してするものかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 名簿情報管理責任者、または名簿情報取扱者、これに変更があった場合の取り扱いについての御質問だというふうに捉えております。

名簿情報の提供に関する協定を結んだ団体に名簿情報を提供する際には、変更届の様式ですが、これをお渡しし、名簿情報管理責任者、または名簿情報取扱者に変更があった場合には、その変更届を提出していただきまして、個人情報取扱研修を受講することについてお願いをしておるところでございます。

また、名簿情報につきましては、毎年更新いたします。協定を締結している団体には、新しい名簿をお渡しをすることとなりますが、そのときには、古い名簿情報につきましては、複写を含めて全て回収をいたしたいと思っております。その際に名簿情報管理責任者や名簿情報取扱者の変更の有無がないかどうか、十分確認をいたしまして、変更がある場合には変更届の提出と個人情報取扱研修の受講をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、自治会長の交代についての情報を得た場合には、こちらのほうから変更についてお尋ねするなど、適切に管理してまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 説明会が行われて、実際、現場では少し混乱があるようです。今お聞きすると2自治会からの申請ということで、1自治会が協定を結ばれたというようなお話もありました。これらの名簿の取り扱いについては、現場は名簿をもとに行動計画を立てるわけでありますので、窓口となる自治会で適正な取り扱いができるよう、また努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最後、胃がん予防、ピロリ菌検査の実施についてであります。

これらについては、平成25年6月議会でピロリ菌検査の導入について、千葉県市川市の取り組みを参考に質問いたしておるところであります。これに対し、当時の健康福祉部長は、「市としては、この検診にどういう形で着手できるか前向きに検討したい」と答弁いただいております。

胃がんは、ピロリ菌の感染と深くかかわり合いがあり、また、胃がんは予防できることから、全国自治体で胃がんリスクを軽減するためのピロリ菌検査に関連する経費を予算化して、検査や治療を実施している自治体の取り組みが広がりつつあります。

佐賀県では、任意ではありますが中学3年生全員を対象とするピロリ菌検査を、尿検査で実施する予算が本年度計上されています。こうした検査は、胃がんの早期発見や予防につながり、好評であります。

本市で、県内に先駆けて、中学3年生を対象としたピロリ菌検査を実施できないのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） ピロリ菌検査の実施についての御質問にお答えをいたします。

議員御提案のピロリ菌検査は、胃がん検診の1つとも言えるものでございますが、現在の市の胃がん検診は、国のがん検診の指針に基づき40歳以上の方を対象に、年1回のバリウムによる胃部エックス線検査を実施しているところでございます。

厚生労働省が検討している胃がん検診は、バリウムによる胃部エックス線検査、胃カメラ検査である胃内視鏡検査、ペプシノゲン法と言われる胃粘膜の萎縮の度を測る検査と、議員御提案のヘリコバクターピロリ抗体法の4つの方法がございまして、

また、がん検診には、対策型検診と任意型検診の分類がありまして、厚生労働省は、がんの死亡率減少効果が確立している胃がん検診の検査方法として、対策型検診を推奨しており、これまで、国が推奨している胃がん検診の対策型検診としては、胃部エックス線検査のみでございましたが、平成28年度から、胃内視鏡検査が追加されたところでございます。

これに伴いまして、本市におきましても、従来から実施しております胃部エックス線検査に加えまして、胃内視鏡検査を平成29年度から実施するため、現在、関係機関と協議を行っているところでございます。

なお、任意型検診のペプシノゲン検査やヘリコバクターピロリ抗体検査については、死亡率減少効果の根拠がまだ十分ではないため、胃部エックス線検査や胃内視鏡検査と組み合わせた検診方法の構築や、死亡率減少効果等について、厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」において、継続して検証されているところでございます。

議員が言われるように、ヘリコバクターピロリ感染が胃がん発生に大きく影響し、ピロリ菌の除菌が早いほど胃がん発症リスクを減らすことができるというふうに言われているところではございますが、本市といたしましては、まず、平成29年度から、先ほど申し上げました死亡率減少効果のある胃内視鏡検査を胃がん検診に導入してまいるとともに、胃がん検診受診率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、議員御要望の、佐賀県で今年度から実施される中学3年生全員への尿検査でのピロリ菌検査の導入につきましては、本市といたしましては、県で実施していただけるよう要望してまいるとともに、引き続き、国、県の動向や、近隣他市の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） ピロリ菌検査を尿検査で実施した場合、1人に係る経費は幾らかかりますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えします。

尿の場合は、1人当たり2,200円程度というふうになっております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） そうしますと、中学3年生1,000人を対象とすれば、全額市負担としても210万円、多額の予算ではありません。教育長どう思われますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、ピロリ菌の検査ということで振られました。私ども担当部署と協議しながら、効果あるものであれば、また検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 同じくこの事業はそちらでございまして、市長、同じくお

尋ねたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私もピロリ菌検査をし、発見されて除去をした経験を数年前に持っておる者でございますが、市民の胃がん検診等々、私どもは積極的に推奨もしておりますので、そうした取り組みとあわせて、検討材料に入れさせていただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 検討しても、前回も前向きな検討ということで、一向に、前向きの検討と検討とはどう違いがあるのかなと思いますけど、若いうちに予防しておけば、佐賀県が県を挙げてやるわけですから、市挙げてでもそう多額な金額じゃありません。多額な予算ではありませんので、胃がん予防にピロリ菌検査の実施を要望して、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、17番、山下議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、5番、吉村議員。

〔5番 吉村 弘之君 登壇〕

○5番（吉村 弘之君） 「自由民主党一心会」の吉村弘之でございます。大きくは2つの項について質問いたしますので、執行部の真摯なる答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初は、中心市街地活性化計画の策定についてでございます。

本市においては、平成12年3月に防府市中心市街地活性化基本計画が策定されましたが、現在においてはその計画期間が過ぎ、第四次防府市総合計画や過去の議会答弁の状況を見ても、いまだ計画策定の機運さえ感じられない状況であります。また、防府市社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画の計画期間が平成29年度に終了することとなり、平成30年度以降の計画策定が急務となっております。その中で、平成30年度以降に適用となる中心市街地活性化計画を同時に策定することによって、国から有利な補助金や交付金が獲得できるものと考えております。

そこで、質問させていただきます。

1つ目、中心市街地活性化計画を策定した場合の国補助金等の主な事業について、どのようなものがありますでしょうか。

2つ目、中心市街地活性化計画を策定できていない主な理由についてお伺いします。

3つ目、今後の中心市街地活性化計画をどのように考えているのか、お答えよろしくお

願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 5番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けた場合、どのような事業にどのような支援措置があるのかというお尋ねでございましたが、金銭的支援、すなわち補助金等のメニューとして、国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、内閣府に予算が確保してございますが、このうちの内閣府に関する分は沖縄振興局分でありますので、通常7省庁分の補助金等が利用できると言われております。

中心市街地活性化計画の策定趣旨は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することですので、この計画の中に盛り込まれる今後の高齢化に対応したコンパクトなまちづくりの土台となる事業は、どの市町村においても市街地の整備改善や都市福利施設の整備になるのではないかと考えております。

中心市街地活性化基本計画が認定されますと、こうしたハード事業に対しまして、主に国土交通省の社会資本整備総合交付金が充てられることとなりますので、この交付金が中心市街地活性化推進の中心的な特定財源になるものと思料いたしております。

この交付金は、土地区画整理や狭隘道路解消、教育文化施設や医療施設などの公益施設が立地する敷地上の建物などの移転補償費、公益施設のうち、住民が随時利用できる交流の場の整備などに充当できるようになっておりまして、交付率は事業費の33%から45%の間に設定されております。

ちなみに、中心市街地活性化基本計画に、まちなかへの庁舎建設が盛り込まれた場合でございますが、残念ながら庁舎建設そのものに関しまして、現時点では、いずれの省庁からも何らの交付金、補助金は手当てされませんので、参考までに申し添えさせていただきます。

次に、中心市街地活性化基本計画を策定できていない主な理由についてでございますが、3月議会で御答弁申し上げましたとおり、さきの中心市街地活性化基本計画、大変な大事業をやったわけではありますが、終期を迎えて以降、現在まで計画区域内で官民一体となった都市整備事業がなかったことが計画の策定に至らない主な要因ではないかと思っております。

平成18年に、国は中心市街地活性化法と都市計画法を改正しまして、まちづくりの原則をコンパクトシティ形成のための基盤整備へと転換いたしておりますが、まちづくりに民間の関与が強く求められる時代になったと強く感じているところでございます。

中心市街地活性化基本計画には、国や地方自治体、事業者の責務を明確にする規定が盛り込まれ、計画策定には商工会議所や民間事業者、地域住民などで構成される中心市街地活性化協議会の関与が必要とされており、基本的には、多様な民間主体の合意がなければ計画の発効自体ができない制度に改まったと言えらると思ひます。現時点では、民間主導の中心市街地活性化協議会も設立されておひりませんので、こうした状況も中心市街地活性化基本計画が策定されなひ一因となつておひると思ひます。

最後に、今後の中心市街地活性化をどのように考へておひるかとお尋ねでござひますが、まずは市民の皆様や、さまざまな関係者からお知恵を拝借してまひりたいと存じておひります。平成27年には、防府商工会議所において産業戦略委員会が立ち上がり、現在、「市役所庁舎のまちなか移転」をはじめ、中心市街地活性化の議論が活発に行われておひると伺つておひります。この委員会で、中心市街地活性化協議会の前段階となる準備会の設立も話し合われておひるとのこととござひますので、こうした準備会と情報を共有し、密接に連携しながら、中心市街地の活性化と市民生活の向上に努めてまひりたいと存じます。

将来、この準備会が正式に中心市街地活性化協議会へと発展するようになれば、そのときには、設立された協議会からしっかりと御意見を頂戴し、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に着手したいと考へておひります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。

現在、商工会議所においては、産業戦略委員会とかで中心市街地活性化計画について、庁舎建設も含めていろいろ議論されておひると思ひます。その中で、今、市長の答弁にもありましたように、産業戦略委員会から活性化協議会へ移行して正式にそういうふうになれば計画の策定に着手するといふ答弁をいただきました。ぜひ、前向きに、商工会議所の組織も含めてサポートしていつてほしいと思つておひります。

前回、私が庁舎建設に絡んで、公会堂の耐震改修については市庁舎と複合化、合築して移転させてはどうかといふ質問をさせていただきましたが、公会堂については現地で耐震化工事をしたいと、中では補助金が入らなひといふこともあったんですけど、先ほど国の補助金等の中に、教育文化施設をまちなかに移転すればあるといふことの中で、補助金の交付率も33%から45%の間でいただけるといふことがあります。

ぜひ、公共施設の再編計画と一緒に、庁舎単独ではなひといふのは今市長の答弁にもありましたように、庁舎単独では駅前に持つて行つても補助金はありません。ただし、そういう中心市街地活性化計画を定めて公共施設再編計画に基づいて、ほかのそういう該当す

る施設を合築をすれば、そこにある敷地の建物移転費や取得費についても交付されると思いますので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと再質問をさせていただきます。

中心市街地活性化計画を策定するまでには、大体どのぐらい期間がかかるとおわれていますでしょうか。

そしてもう一つ、2点目は、中心市街地活性化計画策定のための商工会議所は、今準備を整えているということだったんですが、市役所の中における組織運営はどのように行われる予定ですか。再質問させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、2点ほどお答えいたします。

まずは、策定するまでの期間ですが、先ほど、市長の答弁と重複する点もあるかと思いますが、まずは中活法、平成18年に施行されましたが、全国いろいろ計画は立ちましたが、なかなか動かないのが事実です。議員も御承知と思いますが、平成26年に一部改正をされています。

その内容は、中心市街地の活性化に向けては基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標をいかにして着実かつ効果的に実施していくのが重要であるという趣旨のほうに改正されました。

で、先ほど市長の答弁にもありましたように、まずは民間の方のお知恵を借りて、まず、まちなかをどうするんだという形で、先ほど御紹介があったように、平成26年度に、まずは商工会議所で戦略会議というもので、まちなかの中心市街地のグランドデザインというのを熱心に議論されています。

そして、この基礎を受けて、現在は中心市街地を総合的にマネジメントする機関、これが先ほど市長答弁にありました協議会でございます。この協議会のまず中心的役割を果たすのが防府商工会議所、そして事業のパートナーが必要であります。

この事業パートナーとして、このまちづくりを推進したいと考えてらっしゃる、これがちょっと難しいのですが、NPOなのか、昔のTMOなのか、これをまずは立ち上げなきゃいけないという形で、今、その戦略会議が事業パートナーをどのような形にするかという、まずは準備会を6月から7月ごろ立ち上げるというふう聞いております。

で、その事業パートナーが決まって初めて協議会なるものがあって、その協議会が先ほど言ったその中心市街地のエリアの中にどういう事業をつくるか、どういう手法でどういう事業を構成するのか、そういう基本的な案を作成されます。その作成案に基づいて市のほうへ提出され、先ほど市長が言ったようにその提案を受けまして、私どもはその協議会

からしっかりとした御意見を頂戴すれば、市の責務として計画を立てるという形になります。ですので、まず基本計画の案を見ないと、いつごろどういう形でできるかというのは多分わからないと思います。

ただ、私どもは平成12年に中心市街地の基本計画をつくった経緯もございますので、その辺については余り時間をかける必要はないと思いますので、速やかにその計画を策定したいと思っております。

そして、市役所の組織というものですが、これもやっぱり基本計画の案の中にどういうメニューがあるかということになると思いますが、全国の先進地例を見ますと、やはり私ども産業振興部の商工振興になるかもしれませんが、中心市街地を担当する課、そして先ほどの社会資本で、これはハード事業がやっぱり必要ですので、土木都市建設部、今、私どもでは「まちなかデザイン室」というものもございますので、そういうところが担当するのかなという形になると思います。これについてはやはり、組織を調整します総務部とも協議して早急に協議したいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。

計画策定期間については、民間のほうが先にいろいろ準備を整えられたという中で、市役所の中の体制も、今お答えあったよりもっと前進していただいて、もっときちんとした組織体をつくっていただいて、なるべく民間の方の計画が上がったらサポートできるような体制をぜひつくっていただきたいと思っております。

今現在、公共施設の中で公会堂のほかに文化福社会館というのも今、今年度の予算がついて耐震化工事をするのか、別の場所に移転するののかという検討がなされております。ぜひ、公会堂は今のところで耐震化工事をするということもあったんですけども、文化福社会館については、なるべくまちなかのほうに移転していただいて、なおかつ今、防府市社会福祉協議会は、いざというときのために基金が今2億円あるはずで、その2億円をどう使うかは、社会福祉協議会のことなんですけども、もし建て替わるのであれば建物にぜひ拠出していただいて、なるべく市の負担が少ないようにしていただく中で、当然民間の事業をどうやっていくかということにも絡むわけなんですけども、いろんなお金が、国の補助金もそうですし、基金等も活用して、この中心市街地活性化のための計画が速やかに策定されるように努力していただきたいと思っております。そういう要望をして、この項の質問は終わりたいと思っております。

続きまして2点目、立地適正化計画についてでございます。

現在、防府市では市街化調整区域の規制緩和を見直す動きとなっております。平成12年の都市計画法の改正によりまして、防府市においては平成14年から市街化区域の50戸連たん地域から2キロ以内の市街化調整区域に住宅の建築が可能となっております。私は、当時、県庁の地域政策課というところの土地・水資源対策班で地価調査、土地の値段を調べて発表するというところの担当をしておりまして、「これは大変なことになった」ということで愕然としたことを覚えております。防府市の地価はこれから急激に下落してしまうと感じまして、当時お付き合いのありました不動産鑑定士の先生方に相談いたしました。そのところ、その当時のお答えは、「防府市はマツダもあって、急激に土地は下落していかない」ということのお答えでありました。

しかしながら、当時の直感は現実のものとなっております。その後、土地の下落は平成24年の公示価格で防府市の住宅地が4年連続で県内最悪の下落率となりました。現在、市内においては平成10年の価格と比べて、商業地は4分の1、住宅地は2分の1になってしまいました。このことは、他の都市にない防府ならではの要因があるからで、自衛隊の防府基地の滑走路周辺に調整区域が広がっているものの、駅から2キロから4キロという近さであったからです。そのことを考慮せず、市独自で決めることができる緩和する地域を、市街化区域から2キロ以内としたことは、ほぼ市内全域をカバーすることになってしまいまして、実質、市街化区域と調整区域の線引きを廃止したと同じ効果が出現してしまいました。まさに、都市政策的には劇薬だったと思います。

そして、市街化調整区域の宅地供給圧力がまだ衰えない中、突如、市街化調整区域の規制緩和の見直し方針の発表がありました。リーマンショック後の急激な景気後退の中、防府市においてこれをカバーしてきたのは介護施設への保養需要の増大と市街化調整区域内での住宅建築促進による経済効果であります。田中敏靖議員が1,000万円くらいと言っておられましたが、大体1戸建設するのに2,500万円から3,000万円かかると私は思っておりまして、3,000万円とすると10戸で3億円、100戸で30億円の経済効果があります。

防府市の土地利用動向によれば、平成20年度の新設住宅着工数は866戸で、これ1年間です、人口1,000人当たりでは平成17年から3年連続で県内1位となっております。まさに、飛躍的に住宅着工戸数が伸びまして、劇薬ということになっております。線引きがされておらず、土地価格の安かった山口に住もうとした人たちが防府に住み始めたということを示しております。

これは、「日経BPインフラ総合研究所」というところが、「人口増減率ランキング2015」ということで、山口県のランキングを出しておりまして、その中で、転入など

による社会増減の1位が防府市で、273人の増加で、これは県内唯一社会増があったということを示しております。

土地政策は、よい面、悪い面が後から出てくるわけで、政策による影響がどのようになるか数値的根拠をもとに行うべきであって、市民の意見を広く聞くようにしていただきたいと思います。

このような中で、国においては急激な人口減少と高齢化を迎え、持続的な都市計画が可能となるよう都市再生特別措置法が平成26年に改正され、立地適正化計画の制度ができました。これまでの制度との違いとしては、初めてコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携が具体的に措置されたこと、また、コンパクトなまちづくりを進めるためには、居住や福祉などの民間の施設や活動が重要であることから、都市全体を見渡しながらその誘導を図ることに初めて焦点が当てられています。こういうところに住んでほしいという計画、物語をつくって誘導していくというような感じです。

都市機能誘導区域や居住誘導区域などを設定し、従来の都市計画マスタープランの高度化版として位置づけていく。それも、具体的数字をもとにこれまでの規制に加えて誘導を加えることが重要であると考えております。人口減少に都市規模が縮小していく中、都市核のない都市は若者にとって魅力のないまちとなってしまいます。いろいろな分野の計画との連携が必要であり、公共交通、中心市街地活性化、公共施設等総合管理計画、地域包括ケアなど関連計画を統合し、人口メッシュや空き家の分布と公共交通を重ね合わせていく。実態を見て考えないとものが進みません。最後にどのように誘導していくかの目標値を設定していく、このことが政策立案をしていくためには必要なことです。

そこで、質問をいたします。

1つ目、立地適正化計画を策定した場合の国補助金等の主な事業についてどのようなものがあるでしょうか。

2つ目、県内の市町で立地適正化計画の策定を検討しているところはありますか。

3つ目、立地適正化計画策定の検討をしていない理由についてお伺いします。

4つ目、今後のコンパクトシティに向けたまちづくりのビジョンをどのように決めていくつもりであるのか、お伺いいたします。

以上で、よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 5番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、立地適正化計画を策定した場合の国の補助金等、主な事業についてどのようなものがあるかとの御質問でしたが、立地適正化計画では、都市計画区域全体を対象として、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約する「都市機能誘導区域」と、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する「居住誘導区域」を定めることとなります。立地適正化計画を策定した場合、現在、本市で行っております宮市地区の電線類地中化などの都市再生整備事業のほかに、市街地開発事業、都市再生土地区画整理事業、公営住宅整備事業、空き家等再生推進事業、都市公園ストック再編事業などが活用可能な事業となり、あるいは補助率がかさ上げになる支援措置の対象となります。

また、関連する支援施策として、地域公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て支援、住宅政策、学校教育、防災などの幅広い分野が対象になるものと思われま

す。次に、2番目の県内の市町で立地適正化計画の策定を検討しているところはあるのかとのお尋ねでしたが、本年3月末、全国で276団体、県内では下関、宇部、山口、萩、光、周南の6市が立地適正化計画の作成について、具体的な取り組みを行っている都市として国土交通省のホームページに掲載されております。

3番目のお尋ねの立地適正化計画の策定を検討していない理由はという御質問でしたが、先ほども申し上げましたとおり、立地適正化計画は、都市機能誘導区域と居住誘導区域の2つの誘導区域を定める必要があり、都市全体を見渡したマスタープランの性質を持つもので、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部となっております。本市では、本年度から2年かけて「防府市都市計画マスタープラン」を見直すこととしておりまして、この見直しの中で立地適正化計画の必要性について検討してまいりたいと考えております。

最後に、4番目のお尋ねの今後のコンパクトシティに向けたまちづくりのビジョンをどのように決めていくのかということでしたが、コンパクトシティの考え方につきましては、立地適正化計画と切り離して考えることはできないものでありますことから、同様に、先ほど申し上げました「防府市都市計画マスタープラン」の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○5番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

今年度予算につきまして、都市計画のマスタープランの改定が行われると、今、市長答

弁がありましたように、2年をかけて民間の、市民の意見を十分反映させながらその改定を行っていくということでもあります。当然、これには公共施設の再編計画に基づく実施計画とか保全計画、その他公共交通も含めているような視点から、このマスタープランの改定が行われるということであると思います。この中に、いろんな土地利用の規制とかいろんなことがあります。

で、こういうデータ、今、国のほうも開示しておりますように、いろんなデータがこのマスタープランに活用されることと思います。このデータを活用して、それと公共施設やその他いろんなデータを重層的にまちづくりのために活用していただいて、計画を決めていくということの中で、初めてターゲット、目標が決まってくると思います。そして、そのターゲットに向かってストーリー、誘導方針というのが必要になると思います。

これを2年かけてやるという中で、先ほど田中敏靖議員も言われていたんですが、今、調整区域を見直すというよりは、早急にこの都市計画マスタープラン、その他の計画をいろいろ重ねていき、立地適正化計画を定めた上で土地の利用についての、「こういうところが悪かったね」、「地域的にはこういう特徴があるね」ということでぜひやっていただきたいと思います。一律的に今までやったのが駄目だということではなくて、都市計画マスタープランを、2年かかるわけですから、その中でいろんな計画等を含めてやっていただき、早急に立地適正化計画もやっていただく中で、中心市街地活性化計画に資する部分も出てくると思います。庁舎建設も含めて、スピード感が大切だと思います。早めに、こういう計画の中でやっていただきたいと思います。

というのが、今、山口市においては連携中枢都市圏形成に向けて宇部市と連携協約を結ぶと。つまり、県庁、新幹線の駅、それと空港を結ぶ山口宇部道路を中心にして、連携中枢都市圏構想をもう既にやるということで、山口市長が表明されております。これについても国の補助金がつきまして、計画策定がどんどん進んでいくという中で立地適正化計画も今現在検討しているということで、防府市においては、山口に負けないという言い方は余りしたくはないんですが、スピード感を持ってこの計画策定に向かって頑張っていたいただきたいと思います。

そういうことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 2 時 2 6 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 和 田 敏 明

防府市議会議員 山 本 久 江